

平成二十八年八月三日

青森県教育委員会第八百十一回定例会

期日 平成二十八年八月三日(水)
場所 教育庁教育委員会室

会議次第

一 開会

二 議案

議案第一号	青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について	1
議案第二号	県立特別支援学校の学科の設置及び廃止について	2
議案第三号	平成二十九年度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案	3
議案第四号	青森県生涯学習審議会委員の人事について	5
議案第五号	青森県スポーツ推進審議会委員の人事について	6
議案第六号	青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の一部を改正する指針案	7
議案第七号	県重宝及び県技芸の指定並びに県技芸の保持団体の認定について	9

三 その他

各地区の中学校卒業生数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに重点校、拠点校、
地域校の試案等について……………別紙

四 閉会

議案第一号

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を、別紙「青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針」のとおり定める。

議案第二号

県立特別支援学校の学科の設置及び廃止について
左記のとおり県立特別支援学校の学科を設置及び廃止する。

記

一 学科の設置

(一) 学校名、部、設置する学科、修業年限及び障害種別

青森県立八戸高等支援学校		部	学科	修業年限	障害種別
高等部	産業科	普通科	三年	知的障害	

(二) 設置の時期
平成二十九年四月一日

二 学科の廃止

(一) 学校名、部、廃止する学科、修業年限及び障害種別

青森県立八戸第二養護学校		部	学科	修業年限	障害種別
高等部	普通科	三年	知的障害		

(二)

廃止の時期
平成二十九年三月三十一日
(ただし、廃止の日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。)

議案第三号

平成二十九年 度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針案

平成二十九年 度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針を次のように定める。

平成二十九年 度青森県立特別支援学校高等部入学者選抜基本方針

青森県立特別支援学校高等部における入学者の選抜は、この方針によって実施する。

入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、高等部を設置する各特別支援学校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適正に選抜されるよう実施するものとする。

一 特別支援学校の通学区域は、県下一円とする。

二 入学者の選抜は、次のとおりとする。

(一) 出願は、一人、一校一学科に限るものとする。ただし、青森県立盲学校に出願する場合は、普通科と保健療科との間で第二志望を認める。

(二) 選抜は、中学校等の校長から提出される調査書、各特別支援学校で実施する面接の結果及び必要に応じて実施する諸検査の結果を選抜資料とし、総合的に判定し行うものとする。

(三) (一)にかかわらず、青森県立青森第二高等養護学校又は青森県立八戸高等支援学校の産業科に出願し、合格しなかった場合は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校（青森県立八戸高等支援学校を含む。）の普通科に出願することができる。

三 面接及び諸検査は、障害の特性・状況に十分配慮して適切に実施するものとする。

四 選抜に当たっては、各特別支援学校において入学者選抜委員会を設け、公正に行うものとする。

議案第四号

青森県生涯学習審議会委員の人事について

青森県生涯学習審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県生涯学習審議会委員を委嘱する

任期は平成二十八年八月二十一日から平成三十年八月二十日までとする

平成二十八年八月三日

青森県教育委員会

工藤清子	春藤千秋	増田由美子	住吉治彦	松本大	柏谷至	出崎真里	白戸美也子	奥島涼子	菊地倫子	岡詩子	長岡俊成	奈良陽子	上澤司	天内不二子
------	------	-------	------	-----	-----	------	-------	------	------	-----	------	------	-----	-------

議案第五号

青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

月 永 良 彦

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

成 田 一 二 三

任期は平成二十八年八月四日から平成二十九年十一月十二日までとする

平成二十八年八月三日

青 森 県 教 育 委 員 会

議案第六号

青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の一部を改正する指針案

青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の一部を改正する指針を次のように定める。

青森県教育委員会の附属機関等の管理に関する指針の一部を改正する指針

第15を第16とし、第14を第15とし、第13を第14とし、第12を第13とし、第11を第12とし、第10を第11とし、第9を第10とし、第8を第9とし、第7の次に次のように加える。

(若年層の委員の選任への配慮)

第8 県教育行政に対する県民の意見の反映を機能として有する附属機関の委員の選任に当たっては、その機能が十分発揮されるようにするため、若年者（40歳未満の者をいう。）の委員が含まれるよう努めるものとする。

附 則

この指針は、平成28年8月3日から施行する。

議案第七号

県重宝及び県技芸の指定並びに県技芸の保持団体の認定について

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項、第二十四条第一項及び第二項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝及び県技芸に指定し、並びに県技芸の保持団体として認定する。

一 県重宝に指定するもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝 （歴史資料）	遠山家日記	一一一点	八戸市大字糠塚字下道二の一	八戸市

二 県技芸に指定するもの

種別	名称
県技芸	津軽塗

三 県技芸の保持団体に認定するもの

県技芸の名称	保持団体の名称
津軽塗	津軽塗技術保存会

各地区の中学校卒業生数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに重点校、拠点校、地域校の試案等について

〔第1期実施計画に関する今後のスケジュールについて〕

平成26年度

- ・ 6月12日 青森県立高等学校将来構想検討会議へ諮問

平成27年度

- ・ 7月27日 青森県立高等学校将来構想検討会議中間まとめ
- ・ 7月～9月 中間まとめに関する意見募集及び地区懇談会実施
- ・ 8月～11月 市町村長との意見交換
- ・ 1月25日 青森県立高等学校将来構想検討会議答申
- ・ 1月～2月 答申に関する意見募集及び地区懇談会実施
- ・ 2月～3月 市町村長との意見交換

平成28年度

- ・ 5月11日 基本方針（案）公表
- ・ 5月～6月 基本方針（案）に関するパブリック・コメント及び地区懇談会実施
- ・ 8月 3日 **基本方針決定
重点校、拠点校、地域校の試案等公表**
- ・ 9月～1月 地区意見交換会（仮称）を県内6地区で実施（各地区3回程度）

平成29年度

- ・ 第1期実施計画（案）公表
- ・ 第1期実施計画（案）に関するパブリック・コメント及び地区懇談会実施
- ・ 第1期実施計画決定

平成30年度

- ・ 第1期実施計画開始

各地区の中学校卒業生数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに重点校、拠点校、地域校の試案について

青森県教育委員会では、社会の変化や生徒数の減少に対応するため、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を策定しました。

本基本方針では、平成29年度以降の10年間で約3,100人という大幅な生徒数の減少が見込まれる中であっても、充実した教育環境を整備し、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図るため、重点校、拠点校を配置し、各高等学校が連携しながら特色ある教育活動を充実させるとともに、各地域の実情に配慮し、地域における通学状況を考慮した上で地域校を配置し、高等学校教育を受ける機会を確保することにより、本県の未来を担う人財を育成する高等学校教育を推進することとしています。

このため、県立高等学校教育改革第3次実施計画（平成21～29年度）に続く、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画（平成30～34年度）の策定に当たっては、以下のとおり各地区の中学校卒業生数及び県立高等学校の募集学級数の見込み並びに重点校、拠点校、地域校（以下「重点校等」という。）の試案を示し、重点校等を含めた具体的な学校配置等について、地区意見交換会（仮称）等で県民の皆様の御意見を伺いながら、検討を進めます。

1 各地区の中学校卒業生数及び県立高等学校の募集学級数の見込みについて

第3次実施計画の最終年度である平成29年度以降も、各地区ともに中学校卒業生数の大幅な減少が見込まれています。

このことに伴い、平成28年5月1日現在の児童・生徒数等に基づき推計すると、県立高等学校の募集学級数は以下のように見込まれます。

		東青	西北	中南	上北	下北	三八
中学校卒業生数	H29	2,920人	1,363人	2,552人	1,958人	689人	2,870人
	H34 (対H29)	2,458人 (△462)	996人 (△367)	2,117人 (△435)	1,567人 (△391)	578人 (△111)	2,452人 (△418)
	H39 (対H29)	2,202人 (△718)	866人 (△497)	1,843人 (△709)	1,472人 (△486)	489人 (△200)	2,325人 (△545)
募集学級数	H29	54c1	27c1	44c1	43c1	17c1	45c1
	H34 (対H29)	46～47c1 (△7～△8)	19～21c1 (△6～△8)	38～39c1 (△5～△6)	33～34c1 (△9～△10)	13～14c1 (△3～△4)	39～40c1 (△5～△6)
	H39 (対H29)	41～42c1 (△12～△13)	17～19c1 (△8～△10)	34～35c1 (△9～△10)	31～32c1 (△11～△12)	12～13c1 (△4～△5)	37～38c1 (△7～△8)

※中学校卒業生数は、各年3月の見込み。募集学級数は、各年度の全日制課程における見込み。

[県教育庁高等学校教育改革推進室推計]

2 重点校等の試案について

(1) 重点校について

ア 目的

選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校として、県全体の取組を牽引しながら各高等学校と連携し、県全体の普通科等の質の確保・向上を図る。

イ 観点

- ① 第3次実施計画終了時に、学校規模が1学年当たり6学級以上であること（西北地区、下北地区の重点校は柔軟に対応）。
- ② 選抜性の高い大学への進学に対応した取組実績があること。
- ③ グローバル教育や理数教育等に係る先進的又は特色ある取組等の実績があること。

ウ 配置の方向性

イの観点を基に総合的に判断し、各地区に1校配置する。

エ 期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

オ 候補校^注

東青地区 … 青森高等学校
西北地区 … 五所川原高等学校
中南地区 … 弘前高等学校
上北地区 … 三本木高等学校
下北地区 … 田名部高等学校
三八地区 … 八戸高等学校

カ 想定される取組例

重点校が核となり、普通科等の充実に向け、次の例のような取組において、各高等学校と連携を図ることが考えられる。

(ア) 各高等学校の生徒を対象とした取組の例

- ・進路に対する意識の向上を目指した進路探究と自己理解のためのグループ協議
- ・進路講演会
- ・本県高等学校を卒業した大学生や社会人等との懇談会
- ・医学部医学科及び難関大学等への進学に向けた実力養成のための学習会
- ・英語コミュニケーション能力の向上に関する研究会
- ・グローバル教育・理数教育に関する研究成果発表会

(イ) 各高等学校の教員を対象とした取組の例

- ・教科指導に関する研究会
- ・進路指導、小論文指導、面接指導等に関する研究会・講演会
- ・大学教員との情報交換会

(2) 拠点校について

ア 目的

農業科、工業科、商業科の各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校として、県全体の取組を牽引しながら各高等学校と連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図る。

イ 観点

- ① 第3次実施計画終了時に、学校規模が一つの専門学科で1学年当たり4学級以上であること。
- ② 専門科目を幅広く学習することのできる環境を有すること。
- ③ 専門的な学習に係る先進的又は特色ある取組等の実績があること。

ウ 配置の方向性

イの観点を基に総合的に判断し、全県的なバランスを考慮して配置する。

エ 期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

オ 候補校^注

農業科 … 五所川原農林高等学校、三本木農業高等学校

工業科 … 青森工業高等学校、弘前工業高等学校、八戸工業高等学校

商業科 … 青森商業高等学校

カ 想定される取組例

拠点校が核となり、職業教育を主とする専門学科の充実に向け、次の例のような取組において、各高等学校と連携を図ることが考えられる。

(ア) 各高等学校の生徒を対象とした取組の例

[農業]

- ・ 農業の6次産業化の推進等に関する研究の成果発表会
- ・ 測量士補、毒物劇物取扱責任者等の資格取得講習会
- ・ 拠点校の施設・設備を活用した実習や交流学习

[工業]

- ・ 地域貢献に向けたものづくり等に関する研究の成果発表会
- ・ 熟練技能者によるアーク溶接等の技術者養成講座
- ・ 拠点校の施設・設備を活用した実習

[商業]

- ・ ビジネスに関する豊富な経験や実績を有する起業家等による講演会
- ・ 簿記、情報処理等の資格取得講習会
- ・ 海外にもビジネスを展開している企業の視察

(イ) 各高等学校の教員を対象とした取組の例

[農業]

- ・ 熟練技能者による食品製造等の教員研修会

[工業]

- ・ 熟練技能者によるレーザー加工等の教員研修会

[商業]

- ・ プログラミング教育等の指導力向上教員研修会

(3) 地域校について

ア 目的

地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配置に配慮し、高等学校教育を受ける機会を確保する。

イ 観点

学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校であること。

ウ 配置の方向性

地域における通学状況を考慮した上で、配置する。

なお、2学級規模の地域校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とする。

また、1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議することとし、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討する。

エ 期間

公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

オ 候補校

東青地区 … 青森北高等学校今別校舎

西北地区 … 木造高等学校深浦校舎、中里高等学校

中南地区 … なし

上北地区 … 六ヶ所高等学校

下北地区 … 大間高等学校

三八地区 … 田子高等学校

カ 想定される取組例

小規模であることの課題に対応するため、次の例のような取組において、各高等学校と連携を図ることが考えられる。

(ア) 各高等学校の生徒を対象とした取組の例

- ・ICTを活用した教育活動
- ・各高等学校と連携した学校行事等の合同開催
(芸術鑑賞、文化祭のステージ発表、球技大会等)
- ・長期休業中の進学講習会
- ・部活動での合同チーム編成

注 重点校又は拠点校が統合となった場合は、統合校を重点校又は拠点校とすることを基本とする。

重点校と各高校との連携イメージ

(学校配置は第3次実施計画終了時のもの)

重点校と各高校が連携しながら、県全体の普通科等における教育の充実を図ります。

※ 重点校と連携した取組を行う高校を連携校とします。

● 重点校

○ 連携校
(普通科の高校)

○ 連携校
(総合学科の高校)

〈生徒同士の協働的な学習〉
○進路に対する意識の向上を
目指した進路探究と自己理
解のためのグループ協議

〈各校の生徒の参加〉

- 進路講演会
- OBの大学生や社会人等との懇談会
- 医学部医学科及び難関大
学進学に向けた学習会



〈グローバル・理数教育〉
○英語コミュニケーション能力の向上に関する研究会
○グローバル教育・理数教育に関する研究発表会等

〈教員の連携〉

- 教科指導に関する研究会
- 進路指導・小論文・面接指導等に関する研究会・講演会
- 大学教員等との情報交換会

教育課程に基づき教科・科目は、各学校において学習し、日頃の学習成果の発表や資格取得の講習等については長期休業等を活用して連携します。

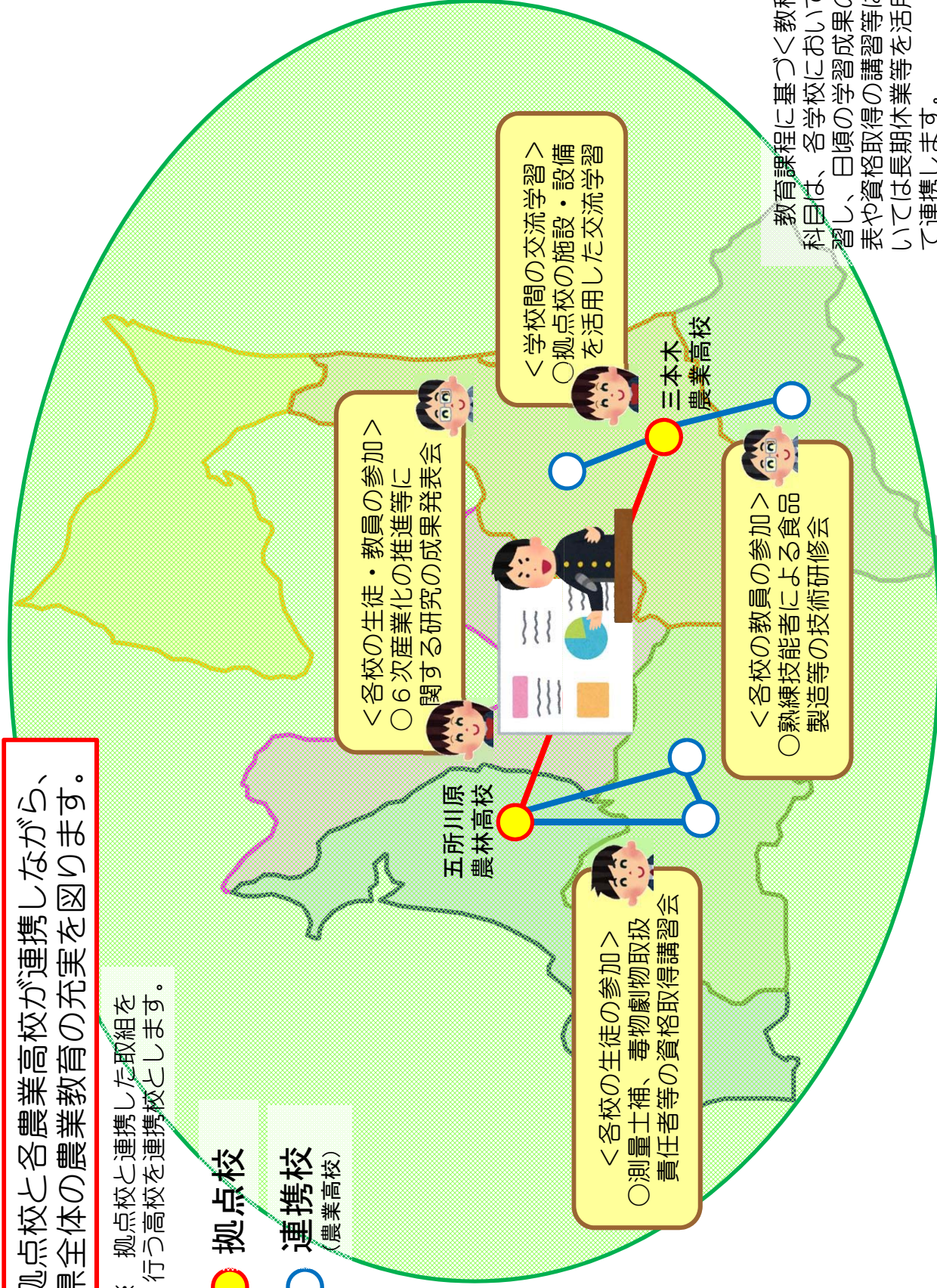
拠点校と各高校との連携イメージ＜農業科＞ (学校配置は第3次実施計画終了時のもの)

拠点校と各農業高校が連携しながら、
 県全体の農業教育の充実を図ります。

※ 拠点校と連携した取組を
 行う高校を連携校とします。

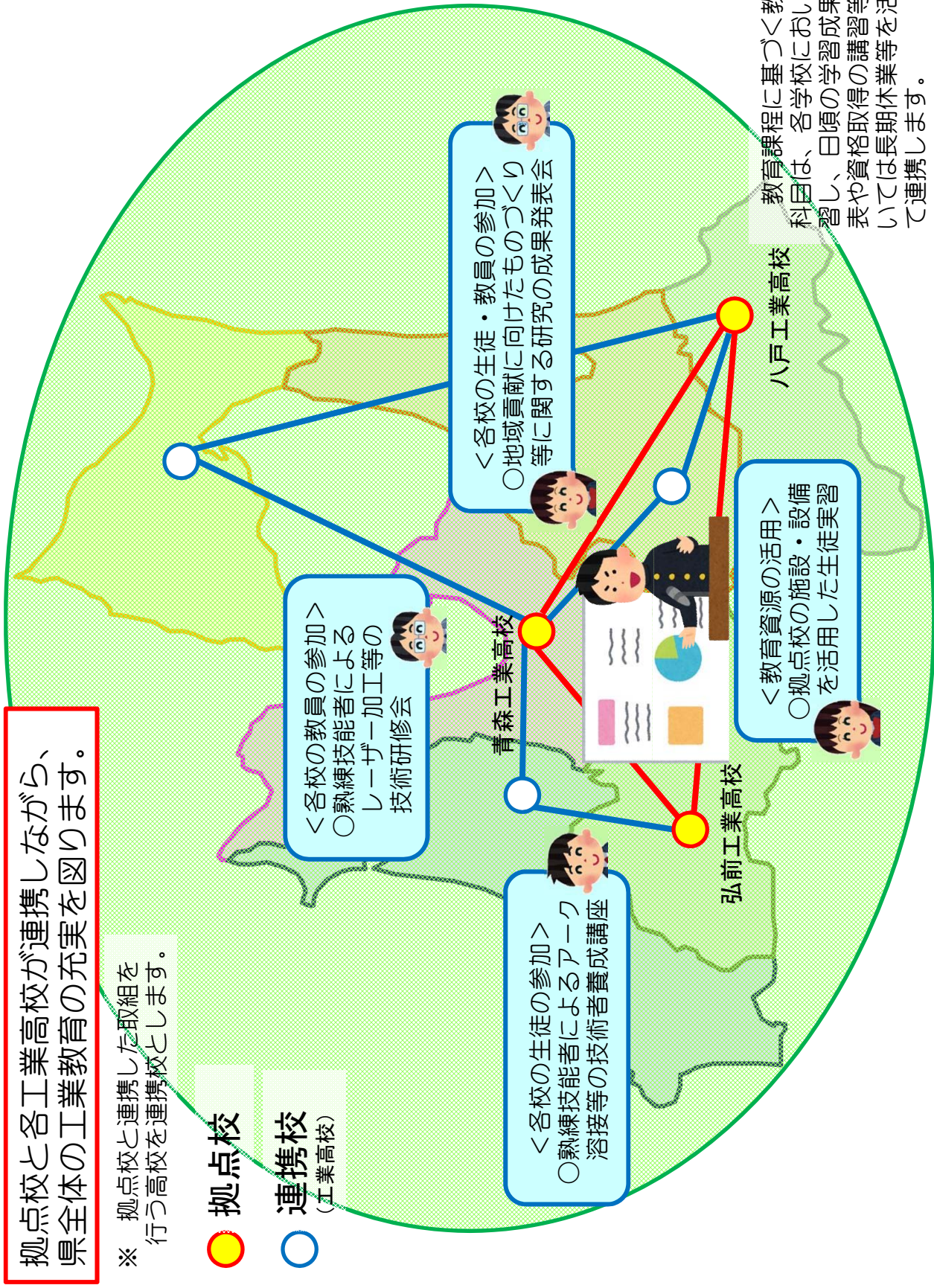
● 拠点校

○ 連携校
 (農業高校)



教育課程に基づき教科・
 科目は、各学校において学
 習し、日頃の学習成果につ
 表や資格取得の講習等につ
 いては長期休業等を活用し
 て連携します。

拠点校と各高校との連携イメージ＜工業科＞ (学校配置は第3次実施計画終了時のもの)



拠点校と各高校との連携イメージ＜商業科＞ (学校配置は第3次実施計画終了時のもの)

- 拠点校と各商業高校が連携しながら、
 県全体の商業教育の充実を図ります。
- 各商業高校は拠点校とともに、商業科
 目を学習する普通科、総合学科等を含め
 た商業教育を牽引します。

※ 拠点校と連携した取組を
 行う高校を連携校とします。



● 拠点校

○ 連携校
 (商業高校)

● 商業科目を学習する学校
 (普通科、総合学科等)

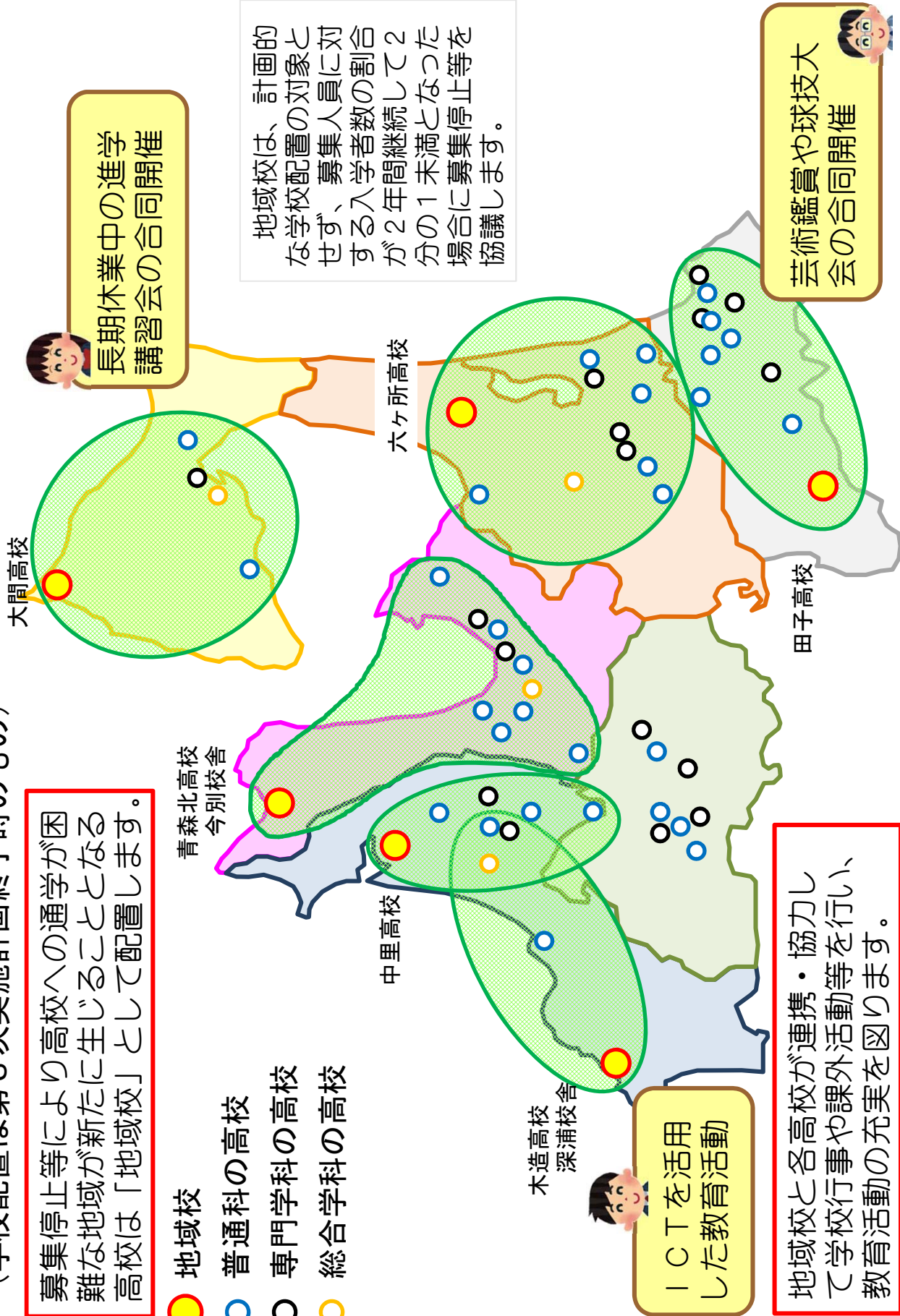
教育課程に基づく教科・
 科目は、各学校において学
 習し、日頃の学習成果の発
 表や資格取得の講習等につ
 いては長期休業等を活用し
 て連携します。

地域校と各高校との連携イメージ

(学校配置は第3次実施計画終了時のもの)

募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高校は「地域校」として配置します。

- 地域校
- 普通科の高校
- 専門学科の高校
- 総合学科の高校



地域校は、計画的な学校配置の対象とせず、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合に募集停止等を協議します。

青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針

平成28年 月 日

青森県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、これまで高等学校を取り巻く環境の変化に対応するため県立高等学校教育改革に取り組んできたところです。

具体的には、「青森県高等学校教育改革推進検討会議※₁」から平成11年2月に提出された報告を踏まえ、県立高等学校教育改革第1次実施計画（平成12～16年度）及び第2次実施計画（平成17～20年度）を策定し、生徒の多様な進路志望等に対応してきました。また、「高等学校グランドデザイン会議※₂」から平成19年10月に提出された答申を踏まえ、第3次実施計画（平成21～29年度）を策定し、社会の変化や中学校卒業予定者数の減少等に対応するとともに、生徒一人一人が夢を育み、進路実現に向けた高等学校教育を受けることができるよう、取り組んでいるところです。

このような中、グローバル化や情報化等による社会の急速な変化により、これからの時代に求められる力が変容し、併せて、本県における生徒数の更なる減少が見込まれており、これらの背景を踏まえながら、「青森県基本計画未来を変える挑戦※₃」（平成25年12月策定）、「青森県教育振興基本計画※₄」（平成26年1月策定）等に基づき、未来を担う子どもたちの夢や志の実現に向けた各種取組を総合的に推進する必要があります。

このことから、平成30年度以降の県立高等学校の在り方について検討するため、平成26年6月、県内の有識者で構成する「青森県立高等学校将来構想検討会議」を設置し、約1年半にわたる審議を経て、平成28年1月に「青森県立高等学校将来構想について」の答申を受けました。

この答申を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境について検討を重ね、平成28年5月11日に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）を公表しました。

基本方針（案）については、5月12日から6月10日までの30日間パブリック・コメントを実施するとともに、県民の皆様にご意見を伺う機会として地区懇談会を開催するなど、多くの御意見をいただきながら検討を重ね、基本方針として取りまとめました。

今後は、本基本方針を踏まえるとともに、引き続きより多くの御意見をいただきながら、本県の未来をつくる人財※₅を育成するための高等学校教育を推進してまいりますので、県民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

※1 青森県高等学校教育改革推進検討会議 … 21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方を検討するため、県教育委員会が平成9～10年度に設置した有識者会議

※2 高等学校グランドデザイン会議 … 平成21年度以降の本県の県立高等学校の在り方を検討するため、県教育委員会が平成18～19年度に設置した有識者会議

※3 青森県基本計画未来を変える挑戦 … 県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性について総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針

※4 青森県教育振興基本計画 … 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づき定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、本県においては「青森県基本計画未来を変える挑戦」の教育関連部分を「青森県教育振興基本計画」として位置づけている。なお、「青森県教育振興基本計画」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき知事が策定する「青森県教育施策の大綱」（平成27年5月策定）として位置づけられている。

※5 人財 … 「青森県基本計画未来を変える挑戦」等では「人は青森県にとっての『財（たから）』である」という基本的考え方から、「人材」を「人財」と表記しており、本計画においても同様に表している。

目次

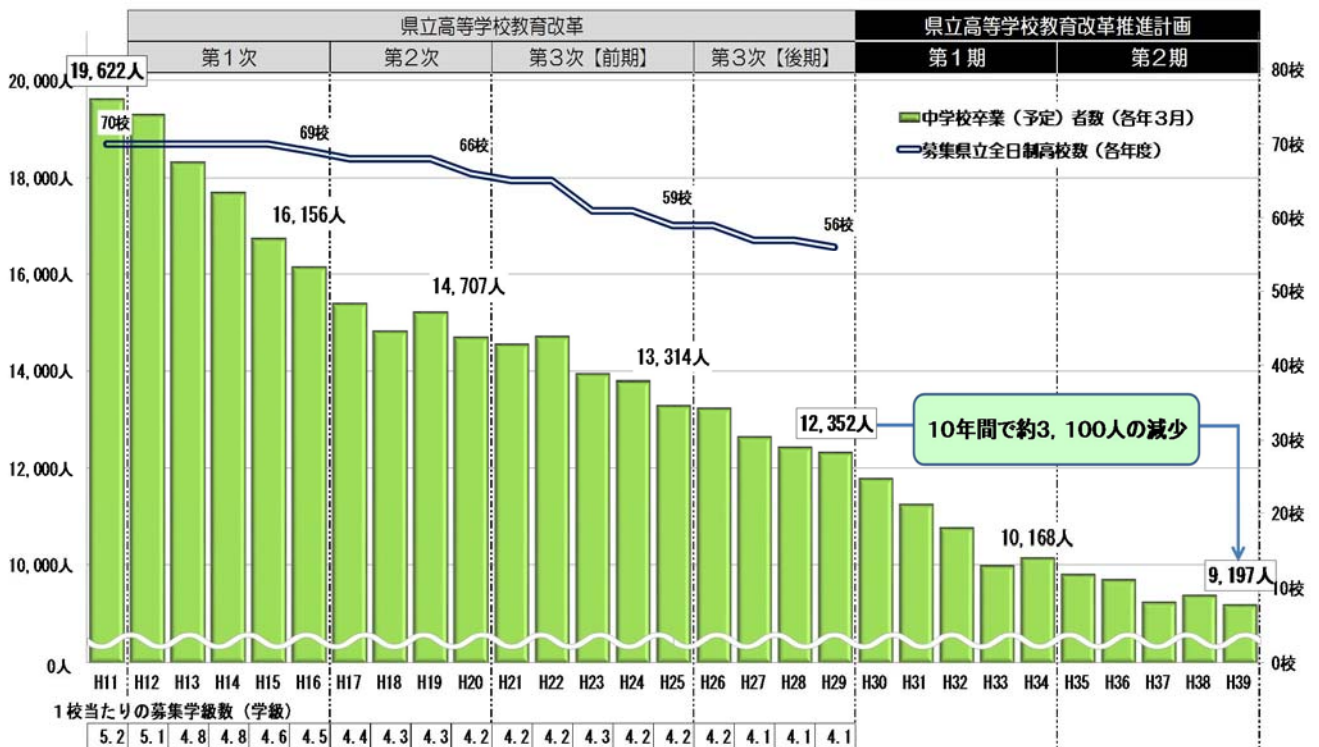
第1	計画策定の趣旨	1
1	背景	1
2	本県の未来を担う人財の育成	2
(1)	これからの時代に求められる力	2
(2)	各高等学校の特色を生かした人財の育成	2
3	計画策定の方向性	3
(1)	計画策定の考え方	3
(2)	計画策定の視点	3
4	計画の構成	4
(1)	基本方針	4
(2)	実施計画	4
第2	学校・学科の充実	5
1	全日制課程の方向性	5
(1)	各高等学校における教育環境の充実	5
(2)	各学科の充実	6
(3)	多様な教育制度の充実	7
2	定時制課程・通信制課程の方向性	8
(1)	各高等学校における教育環境の充実	8
(2)	各課程の充実	8
第3	学校規模・配置の方向性	9
1	全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点	9
(1)	高等学校教育を受ける機会の確保	9
(2)	充実した教育環境の整備	9
2	全日制課程における学校規模の方向性	10
(1)	学校規模の標準	10
(2)	学校規模の標準を満たさない場合における通学環境へ配慮した対応	10
3	全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性	11
(1)	計画的な学校配置	11
(2)	計画的な学校配置に向けた取組	12
第4	魅力ある高等学校づくり	13
1	学校・家庭・地域等との連携の推進	13
2	教育活動の充実に向けた取組	14
第5	県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進	15
1	実施計画策定に向けた取組	15
2	本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証	15

第1 計画策定の趣旨

1 背景

- 社会のグローバル化や情報通信技術等が急速に進展する中、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や過疎化の進行等、過去に経験したことの無い課題を抱え、将来を見通すことの困難な時代を迎えており、未来を担う子どもたちには、さらに変化し続ける社会で生きていくために必要な力を身に付けることが求められています。
- このような中、国において、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革等が進められるとともに、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられるなど、高等学校教育を巡る環境は変化しており、これらの変化に適切に対応することが改めて求められています。
- また、本県においては、平成27年の高等学校等進学率が99%に達し、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等が一層多様化しています。
- 一方、中学校卒業生数は、第1次実施計画前の平成11年3月には19,622人であったものが、平成29年3月には12,352人に減少し、さらに平成39年3月までの10年間で約3,100人の減少が見込まれます。このような生徒数の減少に伴う更なる学校規模の縮小により、現在行われている活力ある教育活動の維持が難しくなることが懸念されます。

《中学校卒業（予定）者数と県立全日制高等学校数の推移》



※ 平成29年以降の中学校卒業予定者数は平成28年5月1日現在の児童・生徒数を基に推計

2 本県の未来を担う人財の育成

社会の急速な変化や生徒数の更なる減少等を踏まえ、「青森県基本計画未来を変える挑戦」等に基づき、本県の生徒一人一人に、これからの時代に求められる力を育みます。

また、全ての高等学校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしながら、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人財の育成に取り組みます。

(1) これからの時代に求められる力

(生きる力)

- 生徒一人一人に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた「生きる力」を育みます。特に「確かな学力」の育成においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的・協働的に学習に取り組む意欲等を育みます。

(本県の未来を担う人財を育成するため特に重視する力)

- さらに、本県の生徒には、夢や志を持ち、より高い目標に向かって果敢にチャレンジする「逞しい心」や、他者と信頼関係を築きながら課題を解決するために必要なコミュニケーション能力、責任感等、学校から社会への円滑な移行に必要な力に加え、国際的視野を持ちながら、本県の歴史・文化の価値、自然や産業の持つ魅力を理解することを通して郷土に誇りを抱き、本県の未来を力強く支えようとする心を育みます。

(2) 各高等学校の特色を生かした人財の育成

(地域を支える人財)

- 市民社会に関する知識理解や社会の一員として参画し貢献する意識等、全ての生徒に共通して求められる市民性^{※6}を身に付け、地域における課題の解決に関わるなど、地域を支える人財を育成します。

(社会を牽引する人財)

- 社会の課題に対する幅広い関心と広範かつ深い教養、卓越したコミュニケーション能力、問題解決のための強い意欲や能力等を身に付け、将来、本県はもとより、国内外でリーダーとして活躍する人財を育成します。

(産業の発展に貢献する人財)

- 技術革新の進展や産業構造の変化に対応した、より専門的な知識・技能を身に付け、それらを活用し、産業の発展に貢献する人財を育成します。

※6 市民性 … 中央教育審議会「初等中等教育分科会高等学校教育部会 審議まとめ」（平成26年6月）では、社会で自立し、社会に参画・貢献していく人材の育成を推進していく観点から、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を「コア」と位置付け、それを構成する資質・能力の重要な柱の一つとして市民性を挙げている。

3 計画策定の方向性

生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人財を育成する高等学校教育の推進のため、次の考え方や視点により、本計画を策定します。

(1) 計画策定の考え方

(充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮)

- 今後も生徒数の減少が見込まれる中、生徒がそれぞれの志に応じ、高等学校を選択できるよう、充実した教育環境を整備する必要があります。
一方、生徒の通学環境や地域における高等学校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があります。
この二つの点に留意しながら、県全体の高等学校教育の充実に取り組みます。

(「オール青森」の視点による取組)

- 生徒の進路志望の多様化や生徒数の減少への対応が必要となる中、これまでのように一つの高等学校が単独で充実した教育活動を実施することは困難になるものと予想されます。
このことから、高等学校教育の質の確保・向上に当たっては、一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、県全体が一丸となって高等学校教育を推進する「オール青森」の視点により取り組みます。

(県民の理解と協力の下での計画策定)

- 充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮の二つの点に留意し、「オール青森」の視点により高等学校教育を推進するため、市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、本計画を策定します。

(2) 計画策定の視点

- ① 各高等学校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、学校・学科の充実を図ります。
- ② 生徒数の減少に対応しながら、高等学校教育を受ける機会を確保するとともに、これからの時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けることのできる学校規模となるよう、計画的な学校配置に取り組みます。
- ③ 学校・学科や学校規模・配置の方向性を踏まえながら、生徒が活力に満ちた学校生活を送ることができるよう、高等学校間の連携や各高等学校における充実した情報発信等、より魅力ある高等学校づくりに取り組みます。
- ④ 本計画の策定・推進に当たっては、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、取り組みます。

4 計画の構成

本計画は、基本方針と実施計画により構成します。

(1) 基本方針

- 基本方針では、学校・学科の在り方や学校規模・配置等、平成30年度以降の県立高等学校教育改革に関する基本的な考え方を示します。
計画期間は、平成30年度からおおむね10年間とします。

(2) 実施計画

- 実施計画では、基本方針を踏まえ、学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置等を示します。
各実施計画の期間は、5年間とします。

第2 学校・学科の充実

これまで、生徒の進路志望等の多様化に応じて、学科の見直しや中高一貫教育の導入等に取り組んできましたが、高等学校教育を巡る環境の変化に伴い、学校・学科に求められる役割等について改めて見直す必要があります。

このため、各高等学校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、次の方向性により学校・学科の充実を図ります。

1 全日制課程の方向性

(1) 各高等学校における教育環境の充実

ア 全ての高等学校に共通して求められる教育環境

- 高等学校は、中学校卒業後のほぼ全ての者が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付けるとともに、自立に向けた準備期間を提供することのできる最後の教育機関であることから、「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を身に付けることが重要になっています。

このため、生徒数が減少していく中であっても、全ての高等学校において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備します。

イ 普通科等の重点校・職業教育を主とする専門学科の拠点校

- 全ての高等学校に共通して求められる教育環境の整備に加えて、次のような取組により、各高等学校が連携しながら特色ある教育活動を充実させ、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ります。

(ア) 普通科等の重点校

- 普通科等^{※7}の高等学校において、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担う高等学校を普通科等の重点校（以下「重点校」という。）とします。
- 重点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、重点校の学習成果の共有等により、重点校と各高等学校が連携し、県全体の普通科等における教育の質の確保・向上を図ります。
- 重点校の教育活動の充実のため、単位制^{※8}や併設型中高一貫教育の拡充等について検討します。

※7 普通科等 … 普通科及び普通科系の専門学科

※8 単位制 … 学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度

(イ) 職業教育を主とする専門学科の拠点校

- 農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各地区の産業構造や今後の産業振興の方向性を踏まえ、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校を職業教育を主とする専門学科^{※9}の拠点校（以下「拠点校」という。）とします。
 - ・ 農業科の拠点校においては、農産物の生産に加え、生産を支える環境、加工、流通等について学習できる環境を整備します。
併せて、寄宿舎の活用を含め、より広い地域の生徒が拠点校で学習できる環境について検討します。
 - ・ 工業科の拠点校においては、基幹となる学科（機械、電気、電子、建築、土木）を中心とした学科構成により、基礎的・基本的な知識・技能に加え、新しい技術を学習できる環境を整備します。
 - ・ 商業科の拠点校においては、普通科、総合学科^{※10}等を含めた県全体の商業教育の拠点として、商業の学習分野であるマーケティング、ビジネス経済、会計、ビジネス情報の4分野に関する科目を幅広く学習できる環境を整備します。
- 拠点校が実施する教育活動への各高等学校の生徒の参加や、拠点校の学習成果の共有等により、拠点校と各高等学校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上を図ります。

(2) 各学科の充実

ア 普通科等

- 普通科等においては、各地域の実情に応じた教育活動、グローバル教育や理数教育の取組等、各高等学校において特色ある教育活動に取り組むとともに、望ましい勤労観・職業観を涵養し、地域や社会に貢献する態度を育むなど、キャリア教育の充実を図ります。
- 各高等学校が連携しながら、大学等への進学対応や就職への対応等、生徒の幅広い進路志望に対応する指導に取り組みます。
- 理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の普通科系の各専門学科においては、社会の変化や生徒の興味・関心、進路志望の多様化に対応してきましたが、それぞれの学科が設置された当時とは高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直します。

※9 職業教育を主とする専門学科 … 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科等の各学科

※10 総合学科 … 普通科等、職業教育を主とする専門学科に並ぶ学科として平成6年から制度化され、幅広い選択科目の中から生徒が主体的に選択して学習することを通して、将来の生き方や進路に関する自覚を深めることにより、職業観の育成を目指す学科

イ 職業教育を主とする専門学科

- 職業教育を主とする専門学科においては、職業人として求められる基礎的・基本的な知識・技能に加え、職業の多様化に対応できる資質・能力、高等学校卒業後も学び続ける態度を育みます。
- 高等学校段階で身に付けるべき学力の確実な習得や専門的な資格取得を目指した教育活動等、大学との接続を視野に入れた取組を進めるとともに、地域、企業、他の学校との連携等を推進します。
- 社会の要請等により専門化・細分化してきた学科については、地域の産業構造に留意しつつ、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討します。
- 本県の県立高等学校では設置していない情報及び福祉に関する学科については、生徒数が減少する中であって、中学生のニーズ、就業状況等を踏まえ、専門学科としての設置の必要性を検討します。

ウ 総合学科

- 総合学科においては、普通科等及び職業教育を主とする専門学科に並ぶ選択肢として、大学進学志望者や就職志望者に対応できる教育課程を編成し、課題解決型学習による主体的な学習の充実を図ります。
- 系列^{※11}については、生徒のニーズ等を踏まえ見直します。
また、多様な選択科目の開設に向けた教育環境の整備に加え、社会人や地域の有識者を講師として活用すること等に取り組みます。
- 総合学科から他学科への改編及び他学科から総合学科への改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討します。

(3) 多様な教育制度の充実

ア 中高一貫教育

(連携型中高一貫教育)

- 現在実施している連携型中高一貫教育については、連携中学校の生徒数減少により連携高等学校への入学者数が減少し、連携が難しくなっていること等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

(併設型中高一貫教育等)

- 現在実施している併設型中高一貫教育については、生徒一人一人の資質・能力を伸ばし、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図ります。
- 併設型中高一貫教育校及び中等教育学校の新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討します。

※11 系列 … 生徒の科目選択の参考になるように関連する科目をまとめたもの（総合選択科目群）

イ 全日制普通科単位制及び総合選択制

- 全日制普通科単位制や総合選択制^{※12}を導入している高等学校については、それぞれの制度の意義を改めて見直し、教育活動の充実を図ります。
また、これらの制度を生かすことにより、生徒の興味・関心を高め、進路志望等の達成に資することができる場合には、新たな導入について検討します。

2 定時制課程・通信制課程の方向性

(1) 各高等学校における教育環境の充実

- 定時制課程・通信制課程は、働きながら学ぼうとする青少年を含め、全日制課程に通学する上で困難な事情を抱える青少年に高等学校教育を受ける機会を提供する制度として設けられました。
しかし、現在では、全日制課程からの転・編入者や中学校までの不登校経験者等が多くなっていることから、様々な事情を抱える生徒に広く高等学校教育を受ける機会を提供する役割を果たしていくため、各高等学校における教育環境の充実を図ります。

(2) 各課程の充実

ア 定時制課程

- 定時制課程においては、生徒の多様な課題に対応するため、特別支援学校等との連携を進めるとともに、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな支援体制を整備するなど、教育環境の充実を図ります。
工業科については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

イ 通信制課程

- 通信制課程においては、高等学校入学後の進路変更の機会としての後期入学制度^{※13}やICTを活用した教育方法^{※14}の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。

※12 総合選択制 … 複数の学科を有する高等学校において、所属する学科の学習を基本としながら、学科の枠を越えて主体的に教科・科目を選択履修できる制度

※13 後期入学制度 … 単位制高校において、年度当初に加え、年度中途に選抜を行い、入学を許可する制度

※14 ICTを活用した教育方法 … 通信制課程においては、対面指導が原則の面接指導について、インターネット等の活用によるメディア学習を取り入れた場合、各教科・科目の面接指導の時間数のうち、メディアごとに10分の6以内の時間を免除することが可能となっている（ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができない。）。

第3 学校規模・配置の方向性

これまで、生徒が集団の中で様々な個性や価値観に触れ、互いに切磋琢磨しながら「確かな学力」や「逞しい心」等を身に付けるため、一定規模以上の学校であることが望ましいという方向性を踏まえつつ、地域の様々な実情等を考慮し、適正な学校規模・配置に向け取り組んできました。

今後は、更なる生徒数の減少に対応しながら、高等学校教育を受ける機会を確保するとともに、これからの時代に求められる力を生徒一人一人が身に付けることのできる教育環境を整備するため、次の方向性により学校規模の標準を踏まえた計画的な学校配置に取り組めます。

1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点

全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっては、中学生それぞれの志に応じた高等学校や学科等を選択できる環境づくりに向けた「高等学校教育を受ける機会の確保」と、より特色ある教育活動の実践に向けた「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮します。

(1) 高等学校教育を受ける機会の確保

ア 各地区における中学生の進路の選択肢の確保

- 今後とも、6地区^{※15}ごとに、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応する高等学校、選抜性の高い大学への進学に対応する高等学校、実践的な職業教育に対応する高等学校等、それぞれの役割を担う高等学校を配置し、中学生の進路志望に応じた高等学校の選択肢を確保します。
- 各地区の学科構成については、中学生のニーズ等を踏まえるとともに、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を十分考慮し、中学生がそれぞれの志に応じて学科等を選択できるよう整備します。

イ 通学環境への配慮

- 中学校卒業後のほぼ全ての者が高等学校に進学している現状を踏まえ、地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮します。
- また、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討します。

(2) 充実した教育環境の整備

- 生徒数が減少していく中であっても、各高等学校において生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ります。

※15 6地区 … 本県を東青、西北、中南、上北、下北、三八の6つの地区に分けたもの

2 全日制課程における学校規模の方向性

(1) 学校規模の標準

ア 基本となる学校規模

- 各高等学校においては、大学等への進学や就職等より幅広い進路選択に対応できる教科・科目を開設するとともに、学校行事をはじめとする特別活動等の充実や多様な部活動の選択肢を確保することにより、高等学校段階で身に付けるべき「確かな学力」、「逞しい心」や学校から社会への円滑な移行に必要な力等を育成することができるよう、1学年当たり4学級(160人)^{※16}以上の規模を標準とします。

イ 重点校・拠点校の学校規模

(ア) 重点校の学校規模

- 重点校は、選抜性の高い大学への進学に対応した取組とともにグローバル教育や理数教育等の特定の分野の学習における先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うことから、進路志望に応じた教科・科目の開設や当該教科・科目の専門性を有する教員の配置、生徒同士の協働的な学習による教育内容の充実等がなされるよう、1学年当たり6学級(240人)以上の規模を標準とします。

(イ) 拠点校の学校規模

- 拠点校は、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができるよう、一つの専門学科で1学年当たり4学級(160人)以上の規模を標準とします。

(2) 学校規模の標準を満たさない場合における通学環境へ配慮した対応

- 学校規模の標準を満たさない高等学校であっても、募集停止等により地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じる場合には、配置について配慮します。

※16 1学年当たり4学級(160人) … 「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」(昭和36年法律第188号)に基づき、1学級の定員は40人が標準である。なお、本県では、農業高校、工業高校、小規模校等において1学級の定員を35人とする学級編製の弾力化を実施しており、この場合には4学級で140人となる。

3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性

(1) 計画的な学校配置

ア 全日制課程

(ア) 学校配置の考え方

- 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに、中学校卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら統合等を含む計画的な学校配置を進めます。
- また、生徒数が減少する中であっても、生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高等学校の統合により、複数の学科を有する高等学校の設置について検討します。
- 計画的な学校配置の検討に当たっては、公共交通機関の利便性等を考慮します。
- 重点校を各地区に配置するとともに、農業科、工業科及び商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。
- 学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校（以下「地域校」という。）については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

なお、高等学校への通学が困難な地域については、次のような公共交通機関の状況を考慮し、総合的に判断します。

【公共交通機関の状況】

- ・路線の整備状況（通学可能な公共交通機関が存在するか。）
- ・利用時間帯（早朝（おおむね午前6時以前）に乗車しなければならないか。）
- ・利用時間（片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。）

(イ) 地域校への対応

(2学級規模の地域校)

- 本計画において地域校とする2学級規模の高等学校については、入学者数が1学級規模の募集人員である40人以下の状態が2年間継続した場合、原則として1学級規模とします。

(1学級規模の地域校)

- 第3次実施計画【後期】（平成26～29年度）以前に校舎制^{※17}に移行した高等学校を地域校とする場合は、引き続き、校舎制導入校とします。
- 第3次実施計画【後期】により1学級規模とした高等学校を地域校とする場合は、校舎制に移行せず、引き続き、本校とします。

- 本計画において1学級規模となる地域校は、校舎制に移行せず、引き続き、本校とします。
- 1学級規模の地域校については、更なる少子化が見込まれる中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次の基準に基づき、募集停止等に向けて、当該高等学校の所在する市町村等と協議します。

【1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準】

募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合

なお、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

イ 定時制課程・通信制課程

(ア) 定時制課程

- 定時制課程については、様々な事情を抱える生徒に高等学校教育を受ける機会を提供する観点から、6地区ごとに配置することを基本とします。

(イ) 通信制課程

- 通信制課程については、東青、中南及び三八地区に配置することを基本とします。

(2) 計画的な学校配置に向けた取組

- 計画的な学校配置に当たっては、地域の実情を踏まえる必要があることから、市町村やPTA関係者等により組織する地区意見交換会（仮称）を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。
- また、計画的な統合を行う場合には、統合校の教育活動の充実に向け、統合の対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会（仮称）を設置し、統合校の新たな名称、目指す生徒像や教育内容等について検討します。

※17 校舎制 … 法的には分校。第2次実施計画において、1学級募集とした高等学校については、全学年が1学級規模となった段階で校舎制に移行し、本校舎と連携した取組により、教育活動の充実を図ってきた。

第3次実施計画において、校舎制導入校については計画的に募集停止するとともに、他の高等学校へ通学することが困難である場合等には、地区の実情による柔軟な学校配置に配慮した。

また、第3次実施計画【後期】において、新たに1学級規模となった高等学校については、校舎制に移行せず、生徒の急激な減少に対応することとなる平成30年度以降の県立高等学校の在り方を検討する中で、その方向性を示すこととしていた。

第4 魅力ある高等学校づくり

学校・学科や学校規模・配置の方向性を踏まえながら、生徒が活力に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長することができるよう、より魅力ある高等学校づくりに向け、次の取組を進めます。

1 学校・家庭・地域等との連携の推進

(高等学校間の連携)

- 生徒数が減少する中で、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等の多様化に対応し、県全体として高等学校教育の質の確保・向上に取り組むとともに、各地区の教育活動を充実させるため、各高等学校間で生徒による合同研究や教員研修等の連携を推進します。
- また、小規模校においては、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もあります。このため、他の高等学校と連携・協力して学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認め合いながら生徒一人一人の成長を促す教育活動の充実を図ります。
- このような連携に当たっては、生徒・教員が高等学校間を移動する際の交通手段や安全性の確保等に取り組みます。

(小学校・中学校との連携)

- 各発達段階に応じ、キャリア教育や英語教育、特別支援教育、道徳教育等を推進するため、高等学校と小学校及び中学校との一層の連携を図ります。

(特別支援学校との連携)

- 各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進します。
また、国における制度改正を注視し、高等学校における特別支援教育の充実を図ります。

(大学等との連携)

- 引き続き、大学進学を志望する生徒の進路選択に役立てるとともに生徒の能力を伸長させるため、大学等との連携を推進し、高等学校段階から大学レベルの教育・研究に触れる機会を設けます。

(家庭・地域等との連携)

- 生徒が地域への愛着や誇りを持つことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった学びや育ちの支援に取り組みます。
特に、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めます。

2 教育活動の充実に向けた取組

(各高等学校における充実した情報発信)

- 各高等学校では、それぞれの特色を生かしながら教育活動の充実を図っており、その取組や育成する人財像を中学生や保護者が十分理解した上で進路選択できるよう、各高等学校における充実した情報発信に向け支援します。

(教員の資質向上と専門スタッフ等の配置の充実)

- 教員が、使命感、協調性、専門職としての高度な専門的知識・技能に加え、新たな教育課題に対応できる力量等を高めることができるよう研修の充実を図ります。
- また、教員が専門性を十分発揮できる環境を整えるため、教員とは異なる専門性や経験を有する専門スタッフ等の配置の充実を図ります。特に、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒に対応している現状を踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の充実を図ります。

これらの専門スタッフの配置や特色ある学校づくりの推進に向けた教職員配置の充実等について、引き続き、国に対して働きかけていきます。

(ICTの活用による教育活動の充実)

- 今後とも、高等学校教育の質の確保・向上に向け、生徒の能力、適性、興味・関心、進路志望等に応じた教科・科目を開設できるよう、ICTを活用した教育活動の充実を図ります。

(施設・設備の充実)

- 各高等学校が特色ある教育活動を展開するため、引き続き、施設・設備の充実を図ります。
特に、高等学校の統合により複数の学科を有する高等学校を設置する際には、各学科の専門性の確保に向けた施設・設備の整備を進めます。

第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

本計画の策定・推進に当たっては、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、次の取組を進めます。

1 実施計画策定に向けた取組

- 実施計画の策定に当たっては、前述の地区意見交換会（仮称）において、あらかじめ地区の具体的な学校規模・配置等について意見を伺った上で実施計画案を公表し、パブリック・コメントの実施、地区懇談会の開催、市町村等への意見照会等を通して、幅広く情報提供するとともに意見を伺いながら、多くの県民の理解が得られるよう取り組みます。

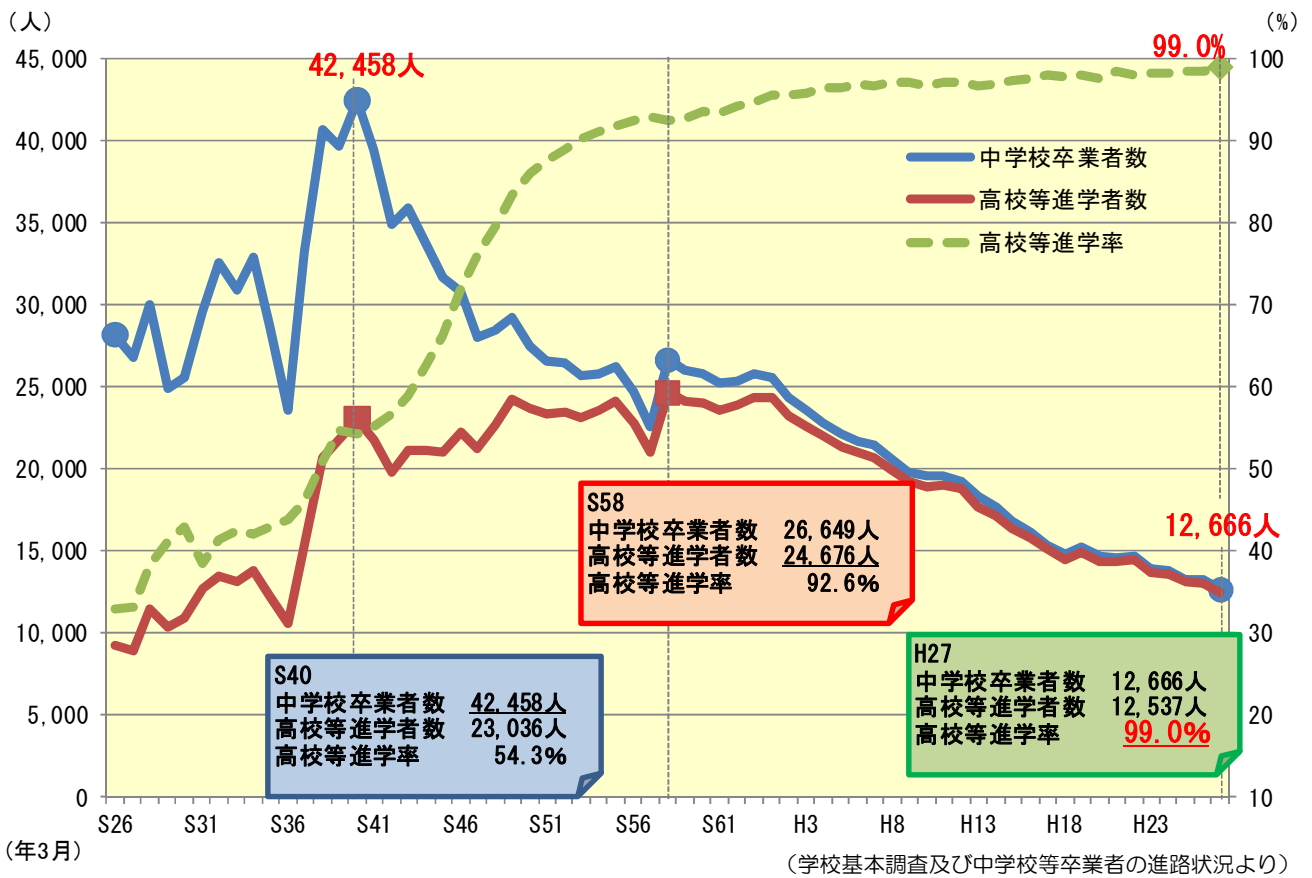
2 本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証

- 県立高等学校教育改革の推進に当たっては、生徒の夢や志の実現に向けた高等学校教育の充実に資するため、生徒や保護者等を対象とした高等学校教育に関する意識調査や関係者への意見照会等を実施するとともに、広く県民の意見を伺いながら、成果や有効性について継続的に検証します。
また、この検証に基づき、必要に応じて基本方針を見直します。

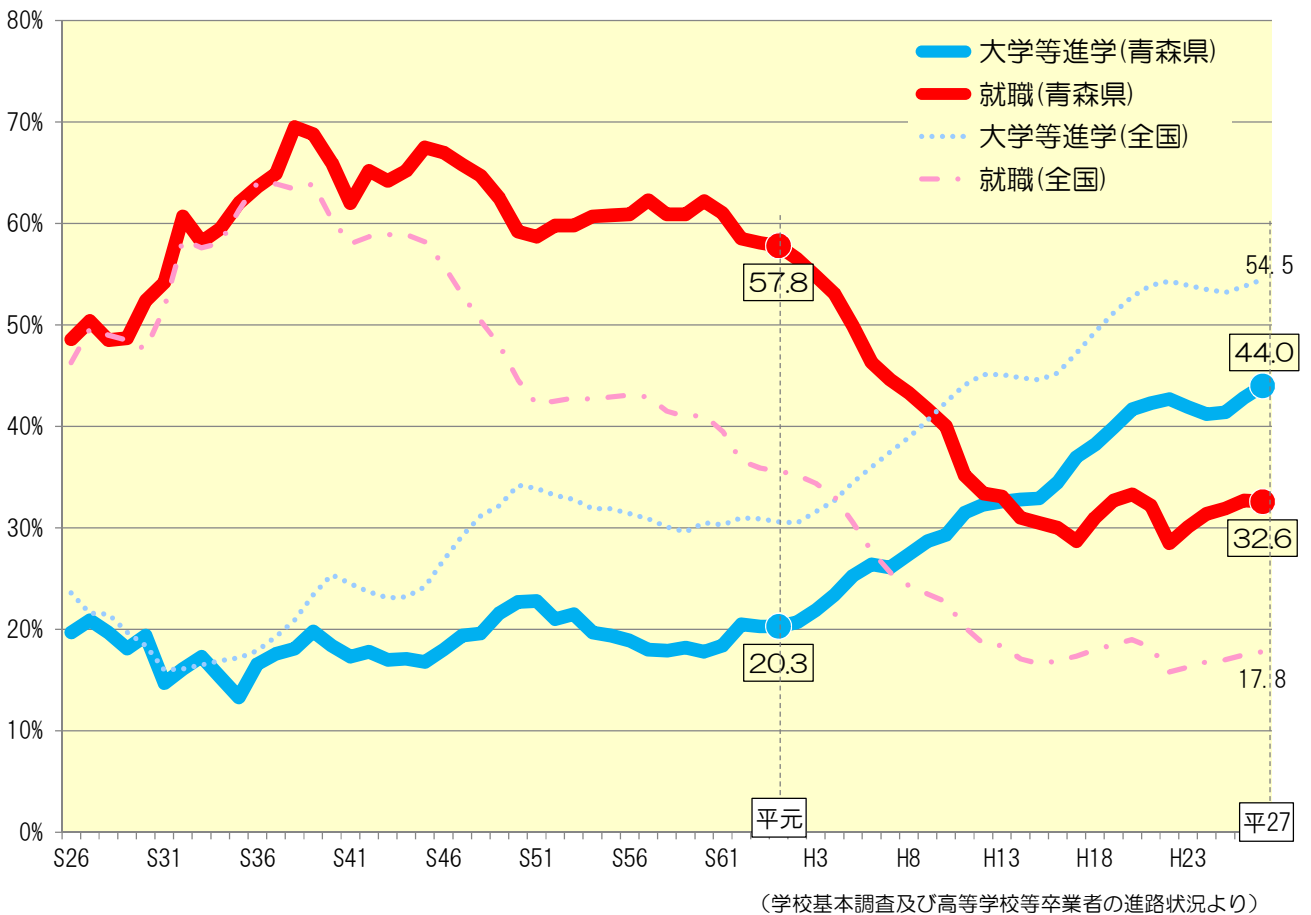
附 属 資 料

資料 1	中学校卒業生数と高等学校等進学率の推移.....	1 7
資料 2	高等学校卒業後の進路状況.....	1 7
資料 3	これまでの高等学校教育改革の取組.....	1 8
資料 4	青森県立高等学校の配置等の状況.....	2 1
資料 5	青森県立高等学校の概要.....	2 3
資料 6	学校規模による入学状況等の違い（全日制普通科等）....	2 5

資料1 中学校卒業者数と高等学校等進学率の推移



資料2 高等学校卒業後の進路状況



資料3 これまでの高等学校教育改革の取組

(1) 県立高等学校教育改革実施計画の変遷

平成9～10年度 青森県高等学校教育改革推進検討会議

平成11年2月「21世紀を展望した本県高等学校教育の在り方について」
《多様化への対応、中高一貫教育の導入等 報告》

第1次実施計画(平成12～16年度)

第2次実施計画(平成17～20年度)

平成18～19年度 高等学校グランドデザイン会議

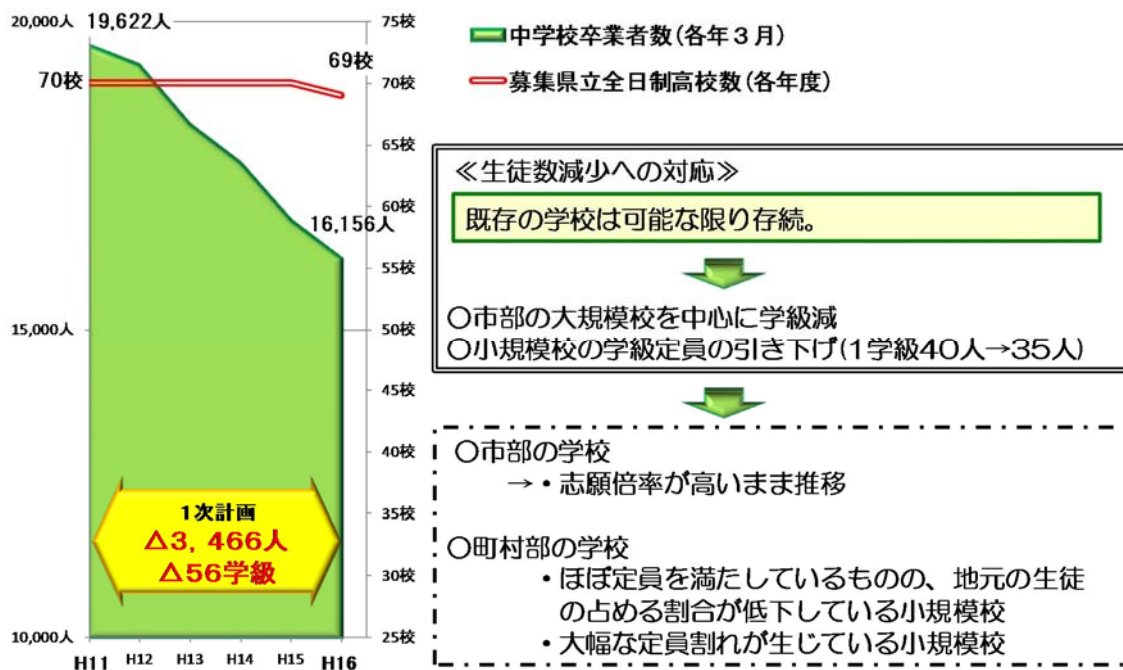
平成19年10月「今後の県立高等学校の在り方について」
《統合を含めた学校配置の見直しの必要性等 答申》

第3次実施計画【前期】(平成21～25年度)

第3次実施計画【後期】(平成26～29年度)

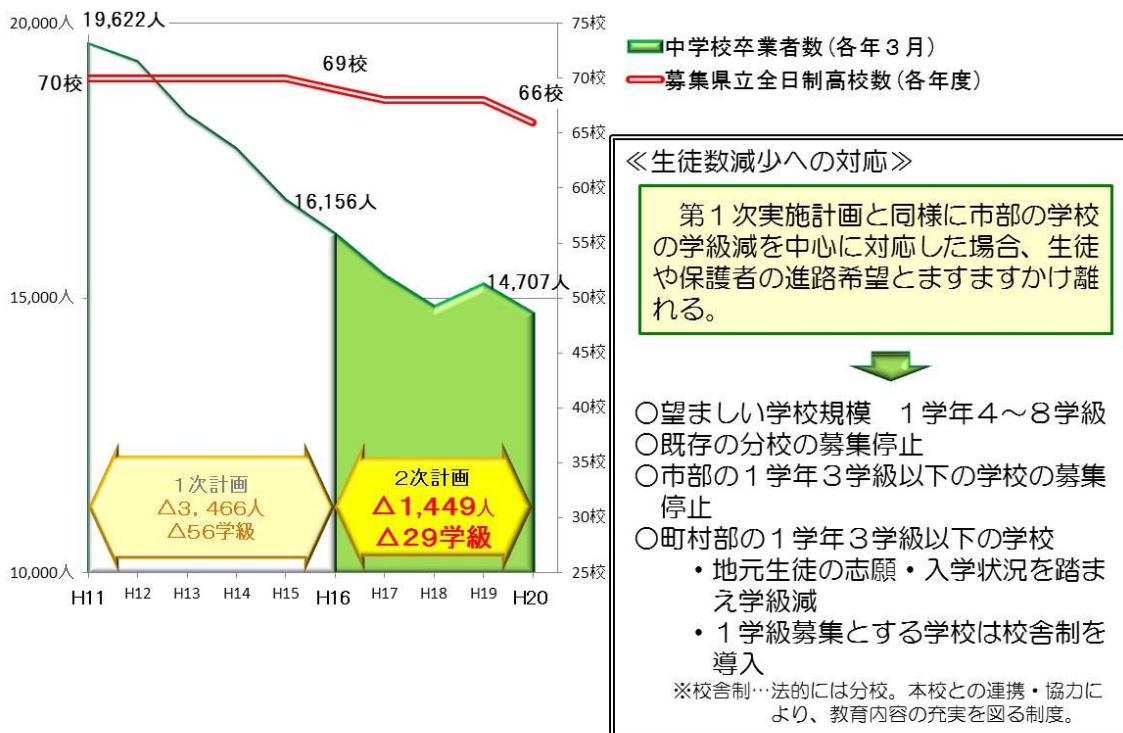
(2) 中学校卒業生数の減少に対応した適正規模・配置等

①第1次実施計画 (H12~H16)



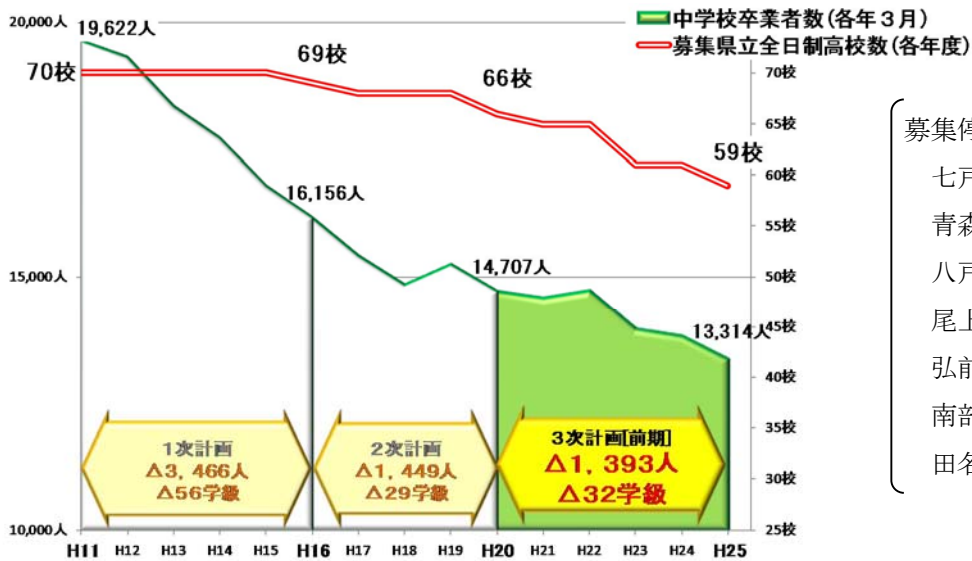
[募集停止：木造高校車力分校]

②第2次実施計画 (H17~H20)



[募集停止：野辺地高校横浜分校、木造高校稲垣分校、五所川原高校東校舎]

③第3次実施計画【前期】(H21~H25)



募集停止：
 七戸高校八甲田校舎、
 青森戸山高校、
 八戸南高校、
 尾上総合高校、
 弘前南高校大鱈校舎、
 南部工業高校、
 田名部高校大畑校舎

《生徒数減少への対応》

- ・活力ある教育活動を維持するためには一定規模以上の学校であることが望ましいというこれまでの方向性を踏襲。
- ・地域の様々な実情等を考慮した上で、統合を含めた適正な学校規模配置を進める。



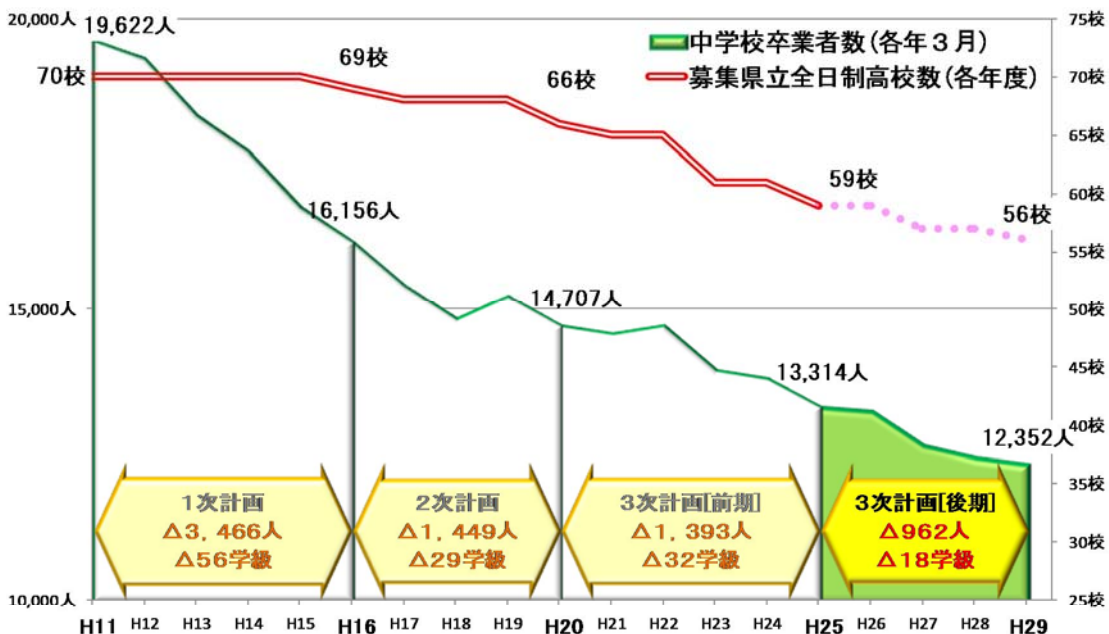
○望ましい学校規模

- ・3市の普通高校 1学年6学級以上
- ・その他の高校 1学年4学級以上

○学校配置の方向性

- ・望ましい学校規模になるよう6地区毎に配置
- ・校舎制導入校は計画的に募集停止
- ・統合は同じ分野の高校を優先

④第3次実施計画【後期】(H26~H29)



《生徒数減少への対応》

第3次実施計画【前期】と同様の基本的な考え方にに基づき対応

＜後期計画策定に当たっての留意点＞

- これまでの状況や中学校卒業予定者数の推移により望ましい学校規模にならない場合があること
 - 他の県立高校に通学することが困難な地域があること
 - 平成30年度以降に生徒数の急激な減少が見込まれること
- 等を考慮し、柔軟な学校配置とする。

(学校基本調査及び
 県教育庁高等学校教育改革推進室推計)

募集停止：

- 岩木高校、
- 八戸北高校南郷校舎

募集停止予定：

- 弘前実業高校藤崎校舎

資料4 青森県立高等学校の配置等の状況

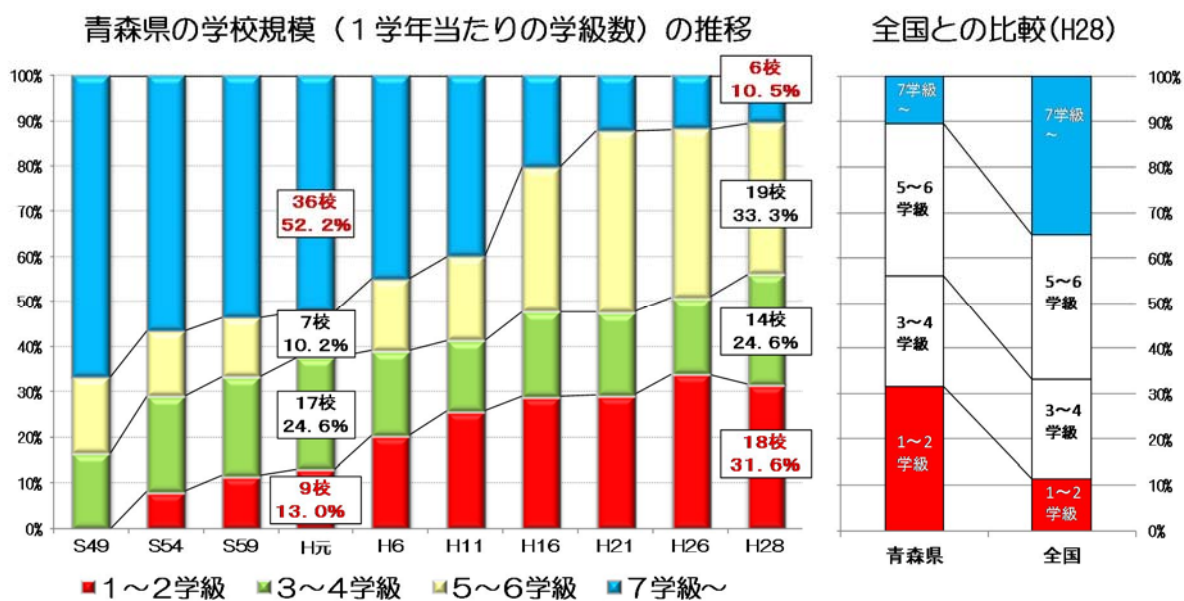
1 平成28年4月1日現在の学校配置



2 平成28年度県立全日制高等学校募集学級別一覧

募集学級数	東青	西北	中南	上北	下北	三八	計
7学級	青森 青森東 青森工業		弘前工業 弘前実業			八戸工業	6校
6学級	青森西 青森北 青森南 青森商業		弘前 弘前中央 弘前南	三本木 三沢		八戸 八戸東 八戸北	12校
5学級	青森中央	五所川原		三本木農業 十和田工業	田名部 大湊	八戸西	7校
4学級		木造 五所川原農林 五所川原工業	黒石 柏木農業 黒石商業	七戸 百石 三沢商業	むつ工業	八戸水産 八戸商業	12校
3学級				野辺地		名久井農業	2校
2学級	浪岡	鱒ヶ沢 板柳 金木 鶴田		十和田西 六戸 六ヶ所	大間	五戸 三戸	11校
1学級	青東平内 青北今別	木造深浦 中里	弘実藤崎		大湊川内	田子	7校
学校数	11校	10校	9校	11校	5校	11校	57校
学級数	54学級	27学級	45学級	43学級	17学級	46学級	232学級

3 学校規模の推移



(県教育庁高等学校教育改革推進室調べ)

資料5 青森県立高等学校の概要

【課程の種類】

全日制の課程	通常の課程
定時制の課程	夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
通信制の課程	通信による教育を行う課程

(学校教育法第4条)

【学年制と単位制】

学年制	学年ごとに教育課程の修了の認定を受けて学習していく制度
単位制	学年による教育課程の区分を設けず、決められた単位を修得すれば卒業が認められる制度

【県立高等学校の設置状況（平成28年度）】

		課程・学科等		東青	西北	中南	上北	下北	三八
全日制	学年制	普通科等	普通科	青森 青森西 青森東・平内 青森北 青森北・今別 青森南 浪岡	五所川原 金木 鱒ヶ沢 板柳 鶴田 中里	弘前 弘前中央 岩木 黒石	三本木 十和田西 三沢 野辺地 六戸 百石 六ヶ所	田名部 大湊・川内 大間	八戸 八戸東 八戸北・南郷 八戸西 三戸 五戸 田子
			理数科		五所川原				
			英語科				三沢	田名部	
			外国語科	青森南					
			スポーツ科学科	青森北		弘前実業			八戸西
		表現科						八戸東	
		職業教育を主とする専門学科	農業科		五所川原農林	柏木農業 弘前実業 弘実・藤崎	三本木農業		名久井農業
			工業科	青森工業	五所川原工業	弘前工業	十和田工業	むつ工業	八戸工業
			水産科(専攻科 ^{※1})						八戸水産
			商業科	青森商業		弘前実業 黒石商業	十和田西 三沢商業		八戸商業
	家庭科 看護科(専攻科 ^{※1})				弘前実業 黒石	百石			
	単位制	普通科	青森東		弘前南			八戸北	
		総合学科	青森中央	木造 木造・深浦		七戸	大湊		
	定時制	単位制	3部制 ^{※2}	普通科	北斗				八戸中央
総合学科						尾上総合			
夜間		普通科		五所川原		三沢	田名部		
		工業科	青森工業		弘前工業		八戸工業		
通信制	単位制	普通科	北斗		尾上総合		八戸中央		

【多様な教育制度の導入校（一部再掲を含む。）】

①全日制普通科単位制

青森東高等学校

弘前南高等学校

八戸北高等学校

②中高一貫教育校

ア 連携型中高一貫教育校

田子高等学校（田子町立田子中学校）

イ 併設型中高一貫教育校

三本木高等学校（附属中学校）

③総合選択制

弘前実業高等学校

※1 専攻科 … 高等学校を卒業した者が、より専門性の高い知識や高度な技術を身に付けることを目的として、本県では看護科と水産科に設置。

※2 3部制の定時制の課程 … 午前、午後、夜間等の時間帯で授業を行い、仕事の時間や学習スタイルに合わせて、他の部の授業を受けることなどにより3年での卒業も可能。

資料6 学校規模による入学状況等の違い（全日制普通科等）

1 入学状況（充足率）

学校規模	全校生徒数 (募集定員)	入学状況（充足率）							
		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
1学級規模 (40人学級)	120人	92.5%	81.3%	76.5%	86.5%	81.3%	63.0%	53.5%	48.0%
2学級規模 ～3学級規模 (35人学級)	210人 ～315人	96.0%	93.2%	91.7%	90.8%	89.7%	89.7%	90.8%	83.0%
4学級規模 ～5学級規模 (40人学級)	480人 ～600人	99.3%	97.7%	96.4%	97.1%	96.8%	96.0%	95.0%	99.1%
6学級規模 ～7学級規模 (40人学級)	720人 ～840人	99.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(学校基本調査を基に県教育庁高等学校教育改革推進室において作成)

2 卒業者の進路状況

学校規模	平成27年3月卒業生（平成24年4月入学者）の進路状況			
	■ 大学等	■ 専修学校	□ 就職	□ その他
1学級規模 (40人学級)	13%	21%	59%	7%
2学級規模 ～3学級規模 (35人学級)	22%	29%	47%	2%
4学級規模 ～5学級規模 (40人学級)	43%	21%	34%	2%
6学級規模 ～7学級規模 (40人学級)	76%	14%	5%	5%

(高等学校等卒業者の進路状況(平成27年5月1日現在)を基に県教育庁高等学校教育改革推進室において作成)

3 科目開設等の状況

学校規模	地理歴史、公民 の開設科目数	理科の 開設科目数	運動部活動数	文化部活動数
1学級規模 (40人学級)	4.6科目	4.4科目	4.8部	3.4部
2学級規模 ～3学級規模 (35人学級)	5.4科目	6.3科目	7.5部	4.3部
4学級規模 ～5学級規模 (40人学級)	8.2科目	7.8科目	13.2部	9.0部
6学級規模 ～7学級規模 (40人学級)	8.5科目	8.7科目	15.8部	12.5部

(平成28年度学校要覧を基に県教育庁高等学校教育改革推進室において作成)

◇問い合わせ先

〒030-8540 青森市新町 2-3-1

青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話 017-734-9866

ファックス 017-734-8003

ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkoukyouikaikaku.html>

メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp

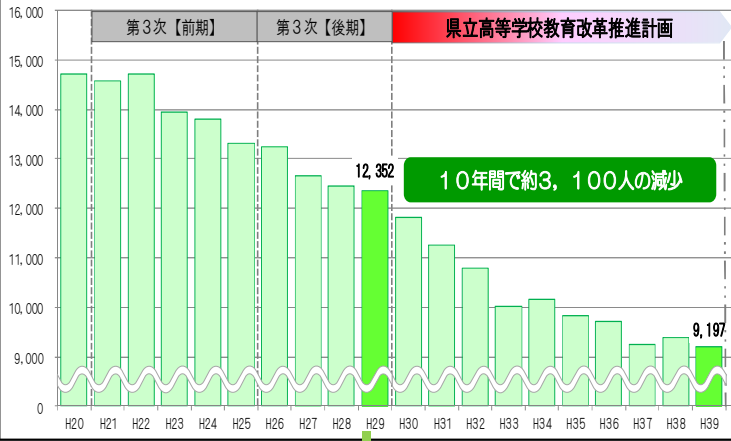
青森県立高等学校教育改革推進計画 基本方針の概要

将来、高校教育を受ける子どもたちの教育環境を整備するため、青森県立高等学校教育改革推進計画を策定します。

第1 計画策定の趣旨

背景(P1)

- ① 社会の急速な変化（グローバル化・情報通信技術の進展、少子高齢化の進行等）
- ② 高大接続改革等高校教育を巡る環境の変化
- ③ 生徒の進路志望等の多様化（高校等進学率99%）
- ④ 平成29年3月から平成39年3月までの10年間で約3,100人の中学校卒業予定者数の減少



本県の未来を担う人財の育成(P2)

- ① 生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育みます。

生きる力

- ・確かな学力
- ・豊かな心
- ・健やかな体



本県が特に重視する力

- ・逞しい心
- ・学校から社会への円滑な移行に必要な力
- ・本県の未来を力強く支えようとする心

- ② 全ての高校において本県の未来を担う人財を育成します。

- ・地域を支える人財
- ・社会を牽引する人財
- ・産業の発展に貢献する人財

計画策定の考え方 (P3)

- ① 充実した **教育環境の整備** と、各 **地域の実情への配慮** の二つの点に留意しながら、県全体の高校教育の充実に取り組みます。
- ② 一つの学校、一つの地域という視点だけではなく、学校と学校、学校と産業界、家庭、地域等が連携し、**県全体が一丸となって高校教育を推進する オール青森の視点**により取り組みます。
- ③ 市町村等と緊密な連携を図るとともに、県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、**多くの意見を伺いながら、県民の理解と協力の下、計画を策定**します。

計画策定の視点 (P3)

- ① 各高校が特色を生かした人財育成に取り組むことができるよう、**学校・学科の充実**を図ります。➡ [第2]
- ② これからの時代に求められる力を身に付けることのできる**学校規模**となるよう、**計画的な学校配置**に取り組みます。➡ [第3]
- ③ 高校間の連携等、**魅力ある高校づくり**に取り組みます。➡ [第4]
- ④ 県立高校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、**県民の理解と協力**の下、計画を策定します。➡ [第5]

計画の構成 (P4)

【青森県立高等学校教育改革推進計画】

基本方針(平成30年度からおおむね10年間)：学校・学科の在り方や学校規模・配置等、県立高校教育改革に関する基本的な考え方

第1期実施計画(平成30年度から5年間)

：学科改編や地区ごとの具体的な学校規模・配置等

第2期実施計画(平成35年度から5年間)

第2 学校・学科の充実

全日制課程の方向性 (P5~P8)

教育環境の整備

オール青森

普通科等^{※1}

職業教育を主とする専門学科^{※2}

共通

次のような教育活動に向け教育環境を整備します。

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。
- ② 課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを実践します。
- ③ 社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度を養います。
- ④ 各高校が連携しながら特色ある教育活動を行い、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

教育環境・各学科の充実

(普通科等の重点校)

- ① 今後求められる人材の育成に向けた特色ある教育活動^{※3}の中核的な役割を担う高校を重点校とします。
- ② 重点校と各高校が連携し、県全体の普通科等の質の確保・向上を図ります。
- ③ 単位制や併設型中高一貫教育の拡充について検討します。

(普通科等の充実)

- ① 各高校において特色ある教育活動に取り組むとともに、キャリア教育の充実を図ります。
- ② 各高校が連携しながら、生徒の幅広い進路志望に対応します。
- ③ 普通科系の専門学科については、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を検証し、設置意義を見直します。

(職業教育を主とする専門学科の拠点校)

- ① 農業科・工業科・商業科において、各学科の専門科目を幅広く学ぶとともに、専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高校を拠点校とします。
- ② 拠点校と各高校が連携し、県全体の職業教育を主とする専門学科の質の確保・向上を図ります。

(職業教育を主とする専門学科の充実)

- ① 職業の多様化に対応できる資質・能力、高校卒業後も学び続ける態度を育みます。
- ② 大学との接続を視野に入れた取組や、地域、企業等との連携を推進します。
- ③ 専門化・細分化してきた学科については、各専門分野の基礎・基本を重視した学科への見直しを検討します。

※1 普通科及び普通科系の専門学科(理数、英語、外国語、スポーツ科学、表現の各学科)

※2 農業、工業、商業、水産、家庭、看護等の各学科

※3 選抜性の高い大学への進学に対応した取組、グローバル教育や理数教育等の特定分野の学習における先進的な取組等

第3 学校規模・配置の方向性

全日制課程の方向性 (P9~P12)

教育環境の整備

地域の実情への配慮

オール青森

県民の理解と協力

高校教育を受ける機会の確保 (P9)

- ◆ 中学生の進路志望に応じた高校の選択肢を確保します。

幅広い進路選択
に対応する高校

選抜性の高い大学への
進学に対応する高校

実践的な職業教育
に対応する高校

充実した教育環境の整備 (P9~P10)

- ◆ 一定の学校規模を維持することにより、本県高校教育全体の質の確保・向上を図ります。

〈学校規模の標準〉

基本となる学校

1学年当たり4学級以上

普通科等の重点校

1学年当たり6学級以上

職業教育を主とする専門学科の拠点校

一つの専門学科で
1学年当たり4学級以上

学校配置の方向性 (P11~P12)

(学校配置の考え方)

- ① 学校規模の標準を踏まえ、6地区ごとに中学校卒業予定者数の推移、中学生のニーズ等に対応しながら計画的な学校配置を進めます。
- ② 生徒にとって必要な学科の選択肢を確保するため、異なる学科の高校の統合により、複数の学科を有する高校の設置について検討します。
- ③ 公共交通機関の利便性等を考慮します。
- ④ 重点校を各地区に配置し、農業科・工業科・商業科の拠点校を全県的なバランスを考慮して配置します。
- ⑤ 地域校については、地域における通学状況を考慮した上で、配置します。

(計画的な学校配置

に向けた取組)

- ① 地区意見交換会(仮称)を開催し、あらかじめ意見を伺いながら具体的な実施計画を策定します。
- ② 計画的な統合を行う場合には、開設準備委員会(仮称)を設置し、統合校の新たな名称等について検討します。

定時制・通信制課程の方向性(P8)

総合学科

(総合学科の充実)

- ① 課題解決型学習による**主体的な学習**の充実を図ります。
- ② **系列**については、生徒のニーズ等を踏まえ見直します。
- ③ 社会人や地域の有識者を講師として活用します。
- ④ 学科改編については、生徒のニーズ等を踏まえ検討します。

多様な教育制度

(中高一貫教育)

①**連携型**…生徒数が減少し、連携が難しくなっていることを踏まえ、今後の在り方を検討します。

②**併設型**…新たな設置については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数等を考慮しながら検討します。

(全日制普通科単位制・総合選択制)

○ 進路志望等の達成に資することができる場合には新たな導入について検討します。

(定時制・通信制共通)

○ 様々な事情を抱える生徒に広く高校教育を提供する役割を果たしていくため、教育環境の充実を図ります。

(定時制)

① **特別支援学校等との連携**、スクールソーシャルワーカー等専門スタッフによるよりきめ細かな**支援体制の整備**等、教育環境の充実を図ります。

② **工業科**については、生徒のニーズ等を踏まえ、今後の在り方について検討します。

(通信制)

○ **後期入学制度**やICTを活用した教育方法の導入等について検討し、教育環境の充実を図ります。

- ◆ 地理的な要因から高校への通学が困難な地域が新たに生じないように配慮します。

(地域校)

- ① 学校規模の標準を満たさない高校であっても、募集停止等により高校への通学が困難な地域が新たに生じる場合は、**地域校**として配置します。
- ② 高校への通学が困難な地域については、**公共交通機関の状況**を考慮し、総合的に判断します。

《公共交通機関の状況》

- ・ **路線の整備状況** (通学可能な公共交通機関が存在するか。)
- ・ **利用時間帯** (早朝(おおむね午前6時以前)に乗車しなければならないか。)
- ・ **利用時間** (片道の乗車時間がおおむね1時間を超えるか。)

(2学級規模の地域校)

- 入学者数が**40人以下の状態が2年間継続**した場合、原則として1学級規模とします。

(1学級規模の地域校)

- ① 校舎制導入校^{※4}を地域校とする場合は、引き続き、**校舎制導入校**とします。
- ② 第3次実施計画[後期]により1学級規模とした高校を地域校とする場合は、引き続き、**本校**とします。
- ③ 本計画において1学級規模となる地域校は、引き続き、**本校**とします。
- ④ 入学者数が極めて少ない状況となった場合等には高校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、次のとおり対応します。

募集人員に対する入学者数の割合が**2年間継続して2分の1未満**となった場合、募集停止等に向け、当該高校の所在する市町村等と協議します。

なお、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。

^{※4} 法的には分校。全学年が1学級規模となった段階で校舎制に移行し、本校舎と連携した取組により教育活動の充実を図ってきた。

定時制・通信制課程の方向性 (P12)

定時制: 6地区ごとに配置することを基本とします。 **通信制:** 東青・中南・三八地区に配置することを基本とします。

第4 魅力ある高等学校づくり

学校・家庭・地域等との連携の推進 (P13)

教育環境の整備

地域の実情への配慮

オール青森

① 生徒数が減少する中で進路志望等の多様化に対応するため、**各高校間の連携**を推進します。

- ・生徒による合同研究や教員研修等の連携
- ・小規模校の生徒が様々な個性に触れることのできる教育活動のための連携
- ・生徒や教員が移動する際の交通手段や安全性の確保

② **小・中学校、特別支援学校等との連携**を推進します。

- ・キャリア教育、英語教育等の推進のための小・中学校との連携
- ・特別な支援を必要とする生徒に対応するための教員研修等における特別支援学校との連携
- ・生徒の能力を伸ばさせるための大学等との連携
- ・自ら地域の課題を発見し、解決に取り組む教育実践のための地域等との連携

教育活動の充実に向けた取組 (P14)

教育環境の整備

① 中学生の進路選択に資することができるよう、各高校における充実した**情報発信**を支援します。

② 教員の資質向上のための**研修の充実**を図ります。

③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等**専門スタッフの配置**の充実を図ります。これらの専門スタッフの配置や教職員配置の充実等について、国に働きかけていきます。

④ **ICTの活用**による教育活動の充実を図るとともに、**施設・設備の整備**を進めます。

第5 県民の理解と協力の下での県立高等学校教育改革の推進

県民の理解と協力を得る取組 (P15)

オール青森

県民の理解と協力

① 実施計画の策定に当たっては、**幅広く情報提供**するとともに**意見を伺いながら**、多くの**県民の理解**が得られるよう取り組みます。

- ・あらかじめ地区意見交換会（仮称）を開催し、地域の意見を聴取
- ・計画案公表後、パブリック・コメント、地区懇談会、市町村等への意見照会等を実施

② 県立高校教育改革の推進に当たっては、成果や有効性について継続的に**検証**します。

- ・生徒や保護者等を対象とした高校教育に関する意識調査等により検証
- ・必要に応じて基本方針を見直し

県民の皆様のご意見等を募集しています

青森県教育委員会では、広く県民の皆様からご意見・ご感想をいただきながら、青森県立高等学校教育改革推進計画に取り組んでまいります。今後は、第1期実施計画の策定に向けた検討を重ねることとしていきます。多くの皆様のご意見・ご感想をお待ちしています。

◇第1期実施計画決定までのスケジュール

〈平成28年度〉

9月～1月 地区意見交換会（仮称）実施

〈平成29年度〉

・第1期実施計画（案）公表

・パブリック・コメント、地区懇談会実施


・第1期実施計画決定

◇ご意見・ご感想の宛先

〒030-8540 青森市新町2-3-1 青森県教育庁高等学校教育改革推進室

電話 017-734-9866

ファックス 017-734-8003

詳しくは、[青森県立高等学校教育改革](http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkoukyouikukaikaku.html) 

ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/bunka/education/kenritukoutougakkoukyouikukaikaku.html>

メールアドレス E-KAIKAKU@pref.aomori.lg.jp



参 考 資 料

第 8 1 1 回定例会（平成 2 8 年 8 月）

- 議案第 1 号
青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について P 1 ~14
- 議案第 2 号
県立特別支援学校の学科の設置及び廃止について P15~
- 議案第 7 号
県重宝及び県技芸の指定並びに県技芸の保持団体の認定について P16~24

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針について
(パブリック・コメント、地区懇談会、請願等の概要)

1 パブリック・コメント

[実施期間] 平成28年5月12日～6月10日(30日間)

[提出件数] 3人 延べ5件の意見

2 地区懇談会

[開催期間] 平成28年5月23日～6月3日

[参加者数等]

参加者数：111人

[東青 14人、西北 26人、中南 17人、上北 17人、下北 14人、三八 23人]

発言者数：22人

[東青 2人、西北 3人、中南 3人、上北 5人、下北 4人、三八 5人]

アンケート回答者数：80人(回収率72.1%)

[東青 11人、西北 21人、中南 9人、上北 12人、下北 9人、三八 18人]

3 要請に基づく説明会

① 今別町 (平成28年 6月 9日)[参加者数14人]

② 田子町 (平成28年 6月23日)[参加者数70人]

③ むつ市連合PTA (平成28年 7月15日)[参加者数54人]

4 請願等

○ 青森県立青森北高等学校今別校舎後援会等(平成28年 6月13日)

※ 次期計画等に係る請願等としては、平内町等から平成27年12月2日に受理。

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関する意見募集結果について

県教育委員会が実施しました、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関する意見募集に対し、御意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見の概要と、それに対する県教育委員会の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成 28 年 5 月 12 日（木）から平成 28 年 6 月 10 日（金）まで

2 募集方法

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）を、県及び県教育委員会のホームページに掲載したほか、県教育庁高等学校教育改革推進室、県の各教育事務所、県政情報センター、県の各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けました。また、希望者には郵送することとしました。

意見提出は、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出に当たっては、提出者の住所・氏名（法人等の場合は、その名称、事務所所在地等の連絡先）の明記を条件としましたが、住所が記載されていない意見につきましても、提出意見として取り扱うことが適切であると判断しましたので、提出された意見に含めてあります。

3 提出された意見

3 人の方から、延べ 5 件の意見をいただきました。

その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	計
	2 件	2 件	1 件		5 件

「文章修正等」・・・・・・・・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・・・・・・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・・・・・・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・・・・・・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・・・・・・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

※ パブリック・コメント等でいただいた意見に対する県教育委員会の考え方については、基本方針と同様にホームページ上で公表いたします。

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関するパブリック・コメントでの意見募集結果

項目 No.	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
1 人財育成	既に高等学校進学率が100%近い今日、個々の特性を生かした教育環境が必要である。	記述済み	基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人財の育成」に示したように、全ての高等学校において、地域の要請、中学生のニーズ等に応じたそれぞれの役割を明確にしなが ら、特色ある教育活動を推進し、本県の未来を担う人財の育成に取り組むこととしています。この ため、本基本方針では、教育環境の整備として「学校・学科の充実」や「学校規模・配置の方向 性」等について示しています。
2 学校配置	未来を担う人財の育成のため、現在ある高等学校を廃止せず、でき るなら過去5年間に廃校とした高等学校の再設置も考えるべきであ る。	反映困難	県教育委員会では、これまで、中学校卒業予定者数の減少に対応し、高等学校教育を受け る機会を確保するとともに充実した教育環境を整備するため、3次にわたる県立高等学校教育改革実施計 画により、学級減や統合等に取り組んできました。 このようなか、グローバル化や情報化等による社会の急速な変化や、生徒数の更なる減少に対 し、未来を担う子どもたちが変化の激しいこれからの時代を生き抜いていくことができるよう、自ら問 いを設定し自分なりの解を見出す力や、多様な人々と協働する力を育む必要があります。 このようなか、この計画の時代を担う一人一人に育むため、基本方針において、全日 制課程における計画的な環境づくりに向けた「充実した教育環境の整備」と、より特色ある教育 活動の実践に向けた「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮することとしています。 具体的には、卒業予定者数の推移、産業動向、中学生のニーズ等に対応しながら、計画的な学校配置を進め るとともに、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が 困難な地域が新たに生じることとなる高等学校については、地域における通学状況を考慮した上 で、地域校として配置することとしています。
3 通学環境	基本方針（案）については、生徒減少に伴う現状や将来を見据えて のことであり、やむを得ぬことだと思っているので了解するところで あるが、教育の均衡を考えると、スクールバスの運行や、寄宿舎の 設置を検討してほしい。	実施段階検討	計画策定に当たっては、基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「3 計画策定の方向性」に示 したように、生徒の通学環境や地域における高等学校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があ るとしています。 また、「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置 に当たっての観点」に示したように、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わ り得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討すること としています。 具体的な内容については、県内の中学生、高校生、保護者等を対象に平成26年度に実施した高 等学校教育に関する意識調査の結果や青森県立高等学校将来構想検討会議での意見等を踏まえ るとともに、今後とも県民の皆様から意見を伺いながら検討します。
4 連携の推進	地域の実情や社会環境の実態を正しく把握した上で、単なる組織改 革ではなく、青森県らしい真の人財育成である「生きる力」を身に付 けさせるため、先生が生徒・住民と一緒に活動するなど、地域と連携 した教育が必要である。	記述済み	青森県立高等学校将来構想検討会議の答申においても、「子育て家庭を取り巻き環境が大きく変 化し、家庭における教育力の低下が指摘されている。また、地域における活動や交流の減少など、 住民同士の間での希薄化から地域における教育力の低下も指摘されている。このようなか、子 どもたちが地域への愛着や誇りを持つことができるよう、学校・家庭・地域が一体となった 子どもの学びや育ちを支援することから地域における課題を発見し、その解決に取り組みな ることを活用しながら、生徒が自ら地域に誇りを持って成長することが求められる。」「との 提言が示されています。基本方針では、この提言を踏まえ、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課 題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めることとしています。

項目	提出された意見	反映状況	意見に対する県教育委員会の考え方
個別の学校に関する意見等	<p>5 校舎の老朽化や生徒数の減少による学校再編の必要性は十分理解しているところである。しかし、津軽北部の中心に位置する中里高校は、地理的な要因から通学することが困難な地域を生じさせないためにも必要と考えることから、地域校として今後とも存続を望む。</p> <p>なお、基本方針（案）に異議はない。</p>	実施段階検討	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっての観点」に示したように、学校配置に当たっては「高等学校教育を受ける機会を確保」と「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮しながら検討することとしています。また、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校とし、地域における通学状況を考慮した上で配置します。この通学が困難な地域については、公共交通機関における路線の整備状況、利用時間帯、利用時間を考慮し、総合的に判断することとしています。</p> <p>なお、地域校については、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。</p>

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）に関する地区懇談会における意見等

項目 No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
1	青森県の高校教育のレベルアップ、質の向上につながる改革となるよう希望する。	青森県立高等学校教育改革推進計画は、社会の急速な変化や本県における生徒数の更なる減少が見込まれる中、生徒一人一人に生きる力をはじめとするこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人財を育成する高等学校教育を推進するため、策定するものです。 この考え方やいただいた意見等を踏まえ、実施計画の策定等に取り組みこととしてまいります。
	生きる力が大切だと思う。仲間づくりのできる高校生活が大事だと思う。	
	今後子どもたちの可能性を伸ばす教育施策の推進に期待する。	
2	郷土を愛する心の涵養に向けた教育をどのように進めていくのか。	青森県教育振興基本計画の「各政策・施策」の「あおもりの未来をつくる人財の育成」において「郷土の歴史・文化の価値、自然や産業の持つ魅力を持って誇りを誇りながら、国内外に誇りを持って青森を発信できる人財の育成に取り組みます」と示しています。
3	郷土を愛する心の涵養に向けた教育をどのように進めていくのか。	また、基本方針における「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人財の育成」に示したように、本県の生徒には、国際的視野を持ちながら、本県の歴史・文化の価値、自然や産業の魅力を理解することを通して郷土に誇りを誇り、本県の未来を力強く支えようとする心を育むこととしており、市町村等と連携しながら、小学校・中学校・高等学校の各段階を通じた取組を推進します。
	郷土を愛する心の涵養に向けた教育をどのように進めていくのか。	
4	重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では同じような取組が行われないのではないかという印象を受ける。	基本方針の「第2 学校・学科の充実」の「1 全日制課程の方向性」に示したように、生徒数が減少していく中にも、全ての高等学校において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの実践を行いながら、社会人・職業人として自立していくために必要な能力や態度を養うことができる教育環境を整備することとしています。
	小規模校であっても、重点校等と同じような教育内容を提供し、大学進学等を目指す生徒に対し、十分な指導をしてもらいたい。	
5	重点校・拠点校と色分けすることに不安を感じる。偏っていくように思い、いわゆる地域校が衰退していくように思う。	加えて、生徒数の大幅な減少が見込まれる中、全ての学校の学級数を一律に減らした場合、従来の充実した教育活動を継続することが難しくなることも懸念されるため、一定の規模を持つ高等学校を重点校、拠点校として配置することとしています。
	重点校と各高校との連携ができるようにならないかと思う。	
6	重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では同じような取組が行われないのではないかという印象を受ける。	重点校、拠点校は中核となつて特色ある教育活動等の共有等により各高等学校が連携し、本県高等学校教育の質の確保・向上を図るものです。
	重点校と各高校との連携ができるようにならないかと思う。	
7	重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では同じような取組が行われないのではないかという印象を受ける。	なお、基本方針と併せて、重点校、拠点校、拠点校との連携のイメージをお示したところですが、今後は、重点校、拠点校、拠点校との具体的な連携の在り方について、様々な意見を伺いながら検討します。
	重点校と各高校との連携ができるようにならないかと思う。	
8	重点校や拠点校では先進的な取組が行われるが、それ以外の学校では同じような取組が行われないのではないかという印象を受ける。	重点校、拠点校は中核となつて特色ある教育活動等の共有等により各高等学校が連携し、本県高等学校教育の質の確保・向上を図るものです。
	重点校と各高校との連携ができるようにならないかと思う。	

項目	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
各学科の充実	<p>9 グローバル教育の重要性が増す中、例えば英語科の取組を充実させるなど、グローバル教育のモデルとなるような取組を進める学校があれば、他校にも良い影響を与えないか。</p>	<p>基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「2 本県の未来を担う人財の育成」に示したように、社会を牽引する人財として、社会の課題に対する幅広い関心と広範かつ深い教養・卓越したコミュニケーション能力、問題解決のための強い意欲や能力等を身に付け、将来、本県はもとより、国内外でリーダーとして活躍する人財を育成することとしています。このことを踏まえ、重点校においては、グローバル教育の先進的な取組等、今後求められる人財の育成に向けた特色ある教育活動の中核的役割を担うこととしています。</p> <p>なお、英語科については、国際化的視野に立ち活躍できる能力・態度を育成してきてきましたが、小学校・中学校・高等学校を通じて外国語教育等により学校教育全体で真に使える英語の能力を身に付けることが求められるなど、高等学校教育を巡る環境が変化してきていることから、専門学科としての役割、中学生のニーズ等を十分に検証し、設置意義を改めて見直すこととしています。</p>
多様な教育制度	<p>10 併設型中高一貫教育の新たな導入については、慎重に判断すべきではないか。</p>	<p>基本方針では、併設型中高一貫教育について、生徒一人一人の資質・能力を伸長し、進路志望が達成されているかについて引き続き検証し、教育活動の充実を図ることとしています。また、新たな導入については、市町村等の意向や地区の中学校の生徒数の推移等を考慮しながら検討することとしています。</p>
学校規模・配置	<p>11 「高等学校教育を受ける機会の確保」として挙げている「中学生の進路の選択肢の確保」と「通学環境への配慮」は相反するのではないか。</p>	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっては、生徒の通学環境や地域における高等学校の役割等、各地域の実情に配慮する必要がある」として、「(1) 高等学校教育を受ける機会の確保」として、「各地区における中学生の進路の選択肢の確保」と「通学環境への配慮」の二つを示しており、この二つのバランスを考慮しながら、各地区における具体的な学校配置等について検討します。</p>
高等学校教育を受ける機会の確保	<p>12 高等学校の小規模化が進む中、これまでと同様の学校配置が難しくなることにより、通学が不便になるのであれば、寄宿舎の設置を考えてはどうか。</p>	<p>計画策定に当たっては、基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「3 計画策定の方向性」に示したように、生徒の通学環境や地域における高等学校の役割等、各地域の実情に配慮する必要があります。</p> <p>また、「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっては、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討することとしています。</p> <p>具体的な内容については、県内の中学生、高校生、保護者等を対象に平成26年度に実施した高等学校教育に関する意識調査の結果や青森県立高等学校将来構想検討会議での意見等を踏まえたとともに、今後も県民の皆様から意見を伺いながら検討します。</p>
	<p>13 保護者としては、通学状況を考慮した配置にしてほしい。</p>	<p>基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たっては、計画的な学校規模・配置に当たっては、地理的な要因から高学年学校に通学することが困難な地域が生じることをないよう配慮することとしています。また、通学が可能な範囲は、公共交通機関の利便性等により変わり得るものであることから、通学環境の充実について、市町村等と連携を図りながら検討することとしています。</p>

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
高等学校教育を受ける機会の確保	14	学校配置に当たっては、通学にかかる経済的負担についても考慮すべきではないか。	青森県立高等学校将来構想検討会議においては、学校配置に関して、公共交通機関の状況に加え、各家庭の経済状況を考慮すべきではないかという議論がなされたところですが、各家庭の経済状況については奨学金を含む就学支援により対応することとし、学校配置とは分けて考える必要があるとの方向性の下、答申が提出されました。 このことを踏まえ、基本方針においては、地理的な要因から高等学校に通学することが困難な地域が新たに生じることのないよう配慮することとしています。 具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	15	家庭によってもって経済的問題等から、遠くの高等学校に通学させるのが難しく、近隣の高等学校に入学させるなど、高等学校進学に影響を及ぼすこともある。このような状況を踏まえ、地域校が存続する期間ができるだけ長ければ良いと思うので、未来を担う子どもたちのための学校配置等を検討してもらいたい。	
	16	所得や住む地域により、学習する意欲があるにも関わらず、その機会を得ることができなくなるような状況は回避してほしい。	
充実した教育環境の整備	17	地域と共に歩んできた高校がなくなってしまうかもしれないことは、大変残念であるが、教育の質の確保のためには、いたしたくないと思う。	基本方針の「第1 計画策定の趣旨」の「3 計画策定の方向性」に示したように、計画策定に当たっては、生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育み、本県の未来を担う人材を育成するため、充実した教育環境の整備と各地域の実情への配慮の二つの点に留意しながら、県全体の高等学校教育の充実に取り組みむこととしています。
	18	教員としては、2 学級規模の学校での教育内容の充実、大きな懸念と不安が感じられることから、ある程度の学級規模を確保しながら、配置を考えてほしい。	
	19	保護者としては、重点校・拠点校も大切だが、地元へ高校がなくなると困る。	
学級規模の標準	20	3 5 人学級の拡充を行ってはどうか。	基本方針の「第3 学級規模・配置の方向性」の「2 全日制課程における学級規模の方向性」に示したように、基本となる学級規模は1 学年当たり4 学級（1 6 0 人）以上としています。本県では、農業高校、工業高校、水産高校及び小規模校において1 学級の定員を3 5 人とする学級編制の弾力化を実施しており、この場合には4 学級で1 4 0 人となります。 全ての高等学校で1 学級の定員を3 5 人とした場合、学級規模の標準を満たしている高等学校においても、生徒数の減少により学校行事や部活動等の活動に制約が生じることも懸念されます。また、高等学校の教職員数は、小学校・中学校と異なり募集人員で定められているため、1 学級の定員を3 5 人とした場合には、配置できる教職員数も減ることとなり、学級数は同じであっても、生徒の多様な進路志望に応じた教科、科目の開設が制限されることや、様々な専門性を有する教員の配置が困難になるなどの課題が考えられます。このようことから、1 学級の定員については現行の考え方を基本とするともに、教職員配置の充実については、引き続き、国に対して働きかけていきます。 また、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	21	基本となる学級規模は4 学級1 6 0 人以上としているが、現在、小規模校では3 5 人学級にしているだけで、3 5 人学級の小規模校を統合した場合も、西北地区の特性として弾力的な学級編制を認めてほしい。	
	22	1 学級当たりの生徒数を減らし、手厚い指導ができるよう努めてもらいたい。	
	23	1 学級当たりの定員を3 5 人や3 0 人にするなどして、郡部の高等学校を切り捨てることのないよう配慮してほしい。	

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
学校規模の標準	24	職業教育を主とする専門学科の拠点校における学校規模の標準について、地域の実情を踏まえ、柔軟に対応してもらいたい。	<p>拠点校は、農業科、工業科及び商業科の高等学校において、各学科における専門科目を幅広く学び、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに専門的な学習を深め、各学科の学習の拠点となる高等学校としています。</p> <p>このことから、拠点校については、特定の学科における専門科目を幅広く学ぶため、基幹となる学習分野の基礎・基本を習得するとともに、専門的な学習を深めることができる目安として、学校規模の標準を1学年当たり4学級（160人）以上と示しています。</p> <p>なお、拠点校については、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。</p>
計画的な学校配置	25	地域における高等学校が果たしている役割を考慮し、拠点校の設置とともに、農業高校、工業高校及び商業高校を地区の状況に応じて配置するなど、地域のニーズに合った子どもを育ててほしい。	<p>基本方針において、計画的な学校規模・配置に当たっては、中学生のニーズ等を踏まえながら、社会の要請や地域の産業構造の特性、学科設置の経緯等を十分考慮し、中学生がそれぞれの志に応じて各学科の学習の拠点となる拠点を全県の質の確保・向上を図ることをとしています。</p> <p>なお、拠点校については、その観点や候補校等を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。</p>
地域校	26	地域校という考え方は、ありがたい。いつまでも存続させてほしい。	<p>計画的な学校規模・配置に当たっては、通学環境への配慮から、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校として配置することとしています。</p> <p>また、更なる少子化が進み中、入学者数が極めて少ない状況となった場合等には、高等学校教育として求められる質の確保に支障が生じる懸念があることから、1学級規模の地域校について募集停止等を協議する基準を設けたところです。</p> <p>なお、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討することとしています。</p>
地域校	27	地域校の募集停止を協議する基準はいつから適用するのか。	<p>本計画は平成30年度からの開始となるため、1学級規模の地域校について当該高等学校が所在する市町村等と募集停止等を協議する基準は、平成30年度から適用することとします。</p> <p>なお、地域校の所在する市町村等とは緊密に連携を図り、入学者数の状況等について情報共有を図ります。</p>
地域校	28	1学級規模の地域校については、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合、当該高等学校の所在する市町村等と協議するとしているが、この「市町村等」とは、どの範囲までを指すのか。	<p>地域校が募集停止等となった場合、高等学校教育を受けられる機会を確保する観点から、通学が困難となる地域の生徒の通学環境に配慮する必要があります。このため、募集人員に対する入学者数の割合が2年間継続して2分の1未満となった場合には、当該高等学校が所在する市町村だけではなく、状況に応じて、高等学校への通学が困難な地域のある市町村とも募集停止等に向けて協議する必要があることから、「当該高等学校の所在する市町村等」としていただきます。</p>

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
地域校	29	協議を経て地域校が募集停止等となった場合には、通学について、市町村等と連携を図りながら対応を検討するとあるが、募集停止となる前から市町村等との通学に関する協議が必要なのではないか。	高等学校教育を受けられる機会を確保する観点から、地域校が募集停止等となった場合の通学について、あらかじめ市町村等と協議を進めながら対応を検討することとし、基本方針（案）に修正を加え、成案として決定しました。
地域校	30	住む地域によって進路の選択肢が狭まることがないよう、地域の教育活動の充実等に取り組んでほしい。	基本方針では、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校として配置することとしています。 地域校を含めた小規模校は、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができると、利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいことや、教員数が少ないといった科目の開設等に限られるなどの課題があります。このため、他の高等学校との連携やICTの活用等により、地域校を含めた小規模校における教育活動の充実に取り組みます。
計画的な学校向けに取組	31	地区意見交換会について、各地区の幅広い意見を聞くため市町村関係者、PTA関係者だけでなく、商工会・町内会・その他の学校関係者からも意見を聞いてほしい。	地区意見交換会（仮称）においては、市町村やPTA関係者をはじめ、多くの関係者から意見を伺うことができるよう、委員構成について検討します。
学校向けに取組	32	高校の統合は避けられないと思うが、吸収でなく、対等な統合をしてほしい。できれば校名を変え、新設校にしてほしい。	青森県立高等学校将来構想検討会議から、「生徒が新たな学校で学習するという意識になるような統合の方法が望ましい」等の意見をいただいたことを踏まえ、基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性」に示したように、実施計画による計画的な学校配置を進めるに当たり、統合を行うこととなった場合には、統合対象となる高等学校の関係者等により組織する開設準備委員会（仮称）を設置することとしています。
連携の推進	33	高等学校間の連携だけでなく、高等学校と中学校との連携等にも取り組んでほしい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、高等学校間の連携だけでなく、小学校・中学校・特別支援学校、大学、家庭・地域等との連携に取り組む、生徒が活力に満ちた学校生活を送り、夢や志の実現に向けて成長させることができるよう、より魅力ある高等学校づくりに取り組むこととしています。
連携の推進	34	全県的なバランスを考慮し、郡部において魅力ある学校づくりを考えると、郡部校でさらに部活や大学進学を高める推進策はないものか。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、小規模校においては、生徒一人一人に対して、よりきめ細かな指導を行うことができるなどの利点がある一方、自立した社会人として成長するための様々な体験を重ねることが難しいという課題もあります。 このため、他の高等学校と連携・協力して学校行事や課外活動等を行うことにより、様々な個性や多様な価値観に触れ、互いを認め合いながら生徒一人一人の成長を促す教育活動の充実を図ります。また、このような連携に当たっては、生徒・教員が高等学校間を移動する際の交通手段や安全性の確保等に取り組むこととしています。

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
連携の推進	35	高等学校における通級指導教室の設置について検討するなど、定時制・通信制課程だけでなく、全日制課程を含め、配慮を要する生徒を支援する観点での計画を策定してもらいたい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「1 学校・家庭・地域等との連携の推進」に示したように、各高等学校において、発達障害等の特別な支援を必要とする生徒を受け入れ、それぞれの実情に応じた支援に取り組むため、特別支援学校と連携し、障害等に関する教員研修や人事交流等を推進することとしています。 なお、高等学校における通級による指導の制度化等、国における制度改正を注視し、高等学校での特別支援教育の充実を図ります。
	36	社会や家庭環境等の変化が激しい時代にあって、地域の子どもは地域で育てるという観点が求められ、学校と地域との連携が一層重要だと考える。	青森県立高等学校将来構想検討会議の答申においても、「子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化し、家庭における教育力の低下が指摘されている。また、地域における活動や交流の減少など、住民同士のつながりの希薄化から地域における教育力の低下も指摘されている。このようなか、子どもたちが地域への愛着や誇りを持つことができれば、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの学びや育ちを支援することが求められる。特に、高等学校においては、地域の人的・物的資源を活用しながら、生徒が自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を通して、地域を支える人材として成長することが求められる。」との提言が示されています。 基本方針では、この提言を踏まえ、地域の人的・物的資源を活用しながら、自ら地域における課題を発見し、その解決に取り組むなどの教育実践を進めるとしています。
	37	学級数が少なくなっても、教員配置を充実させることにより開設する科目数を確保してもらいたい。	「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」により、高等学校の教職員数は募集人員によって定められており、工夫して教職員を配置しているところですが、なお、特色ある学校づくりの推進に向けた教職員配置の充実等について、引き続き、国に対して働きかけていきます。
教育活動の充実	38	集約された学校については、予算をかけてさらに充実するよう配慮してほしい。	基本方針の「第4 魅力ある高等学校づくり」の「2 教育活動の充実に向けた取組」に示したように、高等学校の統合により複数の学科を有する高等学校を設置する際には、各学科の専門性の確保に向けた施設・設備の整備を進めるとしています。
	39	少子化の対応として、全国からの生徒募集は検討しないのか。	全国からの生徒募集については、魅力ある学科のある学校や全国から生徒を受け入れる市町村の主体的な取組、卒業後の進路への対応を含めた教育環境の充実が求められます。 また、青森県立高等学校入学者選抜において、他道府県からの出願については、現在、保護者の転勤、転居により、志願者が高等学校の入学日までに保護者とともに青森県内に居住すること等の場合、出願承認申請手続を経て出願することができるとしております。 このように、全国からの生徒募集に関する課題が多岐にわたるため、本県高等学校教育を取り巻く状況の変化を踏まえながら、全国から生徒を受け入れるための教育環境の整備や、現在の生徒募集の在り方を変更する必要があるかどうかを含めた検討が必要と考えます。

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
計画公表時期	40	青森県立高等学校教育改革推進計画期間内に高等学校に進学する生徒にとつて、統合等の時期により、進路選択等に支障が生じないか心配している。	第1期実施計画については、平成30年度以降に高校に入学する生徒の進路選択に支障が生じることのないよう、可能な限り早い段階で策定・公表します。
説明の機会	41	地域校となることが想定される地区での説明が求められる。地域住民の声を聞く機会を増やしてほしい。	基本方針の「第5 県民の理解と協力の下の県立高等学校教育改革の推進」の冒頭に示したように、本計画の策定・推進に当たっては、県立高等学校教育改革に関する情報を広く提供し、多くの意見を伺いながら、地区懇談会等の実施に当たっては、県教育委員会等の広報紙をはじめ、ホームページ、新聞、ラジオ等での周知に加え、各PTAや市町村教育委員会等にもお知らせしたところでは、本計画は、平成30年度を開始年度としており、将来高校生となる児童・生徒の保護者等に基本方針（案）の内容等について御理解いただきたいと考え、各PTAや各市町村教育委員会教育長に対し、要請に応じて説明に伺う旨周知し、複数の団体に御説明したところでは、また、青森県立高等学校将来構想検討会議での検討の参考とするため、県内の中学生、高校生、保護者等を対象とした高等学校教育に関する意識調査を平成26年に実施しておりますが、基本方針の「第5 県民の理解と協力の下の県立高等学校教育改革の推進」の「2 本県高等学校教育の充実に向けた継続的な検証」に示したように、今後とも、生徒や保護者等を対象とした高等学校教育に関する意識調査等を行いながら、各取組の成果や有効性について継続的に検証することとしていきます。
	42	生徒のために、確かな教育環境を整備することの必要性、そのための適正な学級規模が必要であることを募集停止となるような学校の関係者・地域に十分に理解してもらおう努力を継続していただきたい。	
	43	高等学校教育について県民により関心を持ってもらうため、小中学校等の保護者に対し基本方針（案）の説明を行うことを検討してもらいたい。	
	44	基本方針（案）の内容をこれから高等学校に入学する小学生や中学生の保護者に理解してもらおうため、地区懇談会やパブリック・コメントについて広く周知する必要があるのではないか。	
	45	高等学校教育について県民により関心を持ってもらうため、小学生・中学生を対象に高等学校教育に関する意識調査をすることや、基本方針（案）の説明会を小学校・中学校・高等学校の会合で行うことを検討してもらいたい。	
	46	基本方針（案）等について、地区懇談会だけでなく、直接保護者に説明する機会も設けてもらいたい。	
	47	生徒数の減少への対応について、私立高等学校との関係はどうなっているのか。	私立高等学校は、それぞれの建学の精神に基づき、特色ある教育活動に取り組み、県立高等学校とともに本県の教育において大きな役割を果たしているところでは、また、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の第4条において、「都道府県は、高等学校の教育の普及及び機会均等を図るため、その区域内の公立の高等学校の配置及び規模の適正化に努めなければならない。この場合において、都道府県は、その区域内の私立の高等学校並びに公立及び私立の中等教育学校の配置状況を十分に考慮しなければならない。」とされており、これら踏まえ、県立高等学校と私立高等学校の募集人員については、双方の共通理解に努めていくところでは、

項目	No.	意見等	意見等に対する県教育委員会の考え方
	48	未来を担う子どもたちが等しく夢や志の実現に向けて成長できる高等学校教育が損なわれないよう、市部と郡部との均衡ある学校配置の観点から、今別校舎の存続について配慮してもらいたい。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たった観点」に示したように、学校配置に当たっては「高等学校教育を受ける機会の確保」と「充実した教育環境の整備」の二つの観点を考慮しながら検討することとしています。同じく、「3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性」に示したように、計画的な学校配置に当たっては、公共交通機関等の利便性等を考慮することとしています。また、学校規模の標準を満たさない高等学校のうち、募集停止等により高等学校への通学が困難な地域が新たに生じることとなる高等学校を地域校とし、地域における通学状況を考慮した上で配置することとしています。
	49	西北地区の学校配置について、五所川原市、つがる市だけでなく、西津軽郡、北津軽郡にも学校を配置することが望ましいとしていた青森県立高等学校将来構想検討会議の答申は大変重いものであると考えるので、実施計画においても十分に踏まえてもらいたい。	なお、具体的な学校配置等については、青森県立高等学校将来構想検討会議の答申及び基本方針を踏まえ、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
個別の学校に関する意見等	50	学校規模の標準を一律に当てはめるのではなく、西北地区の地理的状況を勘案し、特段の配慮をしてももらいたい。	基本方針の「第3 学校規模・配置の方向性」の「1 全日制課程における計画的な学校規模・配置に当たった観点」では、各高等学校において生徒一人一人がこれからの時代に求められる力を身に付けるため、特色ある教育活動を充実させるとともに、一定の学校規模を維持することにより、本県高等学校教育全体の質の確保・向上を図ることから、学校規模の標準を示したところとします。
	51	三沢商業高等学校は本県の商業教育の拠点校として位置づけられると認識している。	なお、学校規模の標準は、充実した教育活動の目安となるものであり、具体的な学校規模・配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	52	将来構想検討会議の答申では、三八地区の拠点校について、どのような経緯で工業科と示されたのか。	青森県立高等学校将来構想検討会議の三八地区部会においては、地区内の中学校卒業予定者数や中学生のニーズ、地域の産業構造の特性等を考慮して検討が重ねられ、答申では工業科の拠点校を設置することが望ましいとされました。また、農業科、商業科及び水産科については、中学生の進路の選択肢として維持するための方策を検討する必要があります。このことを踏まえ、拠点校について、その観点を試案として公表したところですが、具体的な学校配置については、地区意見交換会（仮称）の開催等により、県民の方々から広く意見を伺いながら、第1期実施計画において決定することとしています。
	53	地区意見交換会の委員には三戸郡の関係者も入り、三八地区内のバランスをとってもらいたい。	地区意見交換会（仮称）においては、様々な立場の方々から広く意見を伺うことができよう、地域のバランスを考慮しながら、委員構成について検討します。

青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）の修正内容

1

項目	はじめに
基本方針（案）の内容	<p>この答申を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境について検討を重ね、この度、青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）を公表しました。</p> <p>本基本方針の策定に当たり、県民の皆様にご意見を伺う機会として、パブリック・コメントを実施するなど、より多くの御意見をいただきながら検討を重ねてまいりますので、御協力をお願いします。</p>
基本方針（成案）の内容	<p>【修正】</p> <p>この答申を踏まえ、将来、高等学校教育を受けることとなる子どもたちのための教育環境について検討を重ね、平成28年5月11日に青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針（案）を公表しました。</p> <p>基本方針（案）については、5月12日から6月10日までの30日間パブリック・コメントを実施するとともに、県民の皆様にご意見を伺う機会として、パブリック・コメントを実施するなど、多くの御意見をいただきながら検討を重ね、基本方針として取りまとめました。</p> <p>今後は、本基本方針を踏まえるとともに、引き続きより多くの御意見をいただきながら、本県の未来をつくる人財を育成するための高等学校教育を推進してまいりますので、県民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。</p>
修正の理由	<p>※ パブリック・コメント及び地区懇談会が終了したことから、記載内容を修正。</p>

2

項目	第1 計画策定の趣旨 1 背景（p1）
基本方針（案）の内容	<p>一方、中学校卒業生数は、第1次実施計画前の平成11年3月には19,622人であったものが、平成29年3月には12,343人に減少し、さらに平成39年3月までの10年間で約3,100人の減少が見込まれます。</p>
基本方針（成案）の内容	<p>【修正】</p> <p>一方、中学校卒業生数は、第1次実施計画前の平成11年3月には19,622人であったものが、平成29年3月には12,352人に減少し、さらに平成39年3月までの10年間で約3,100人の減少が見込まれます。</p>
修正の理由	<p>※ 中学校卒業生数を平成28年5月1日現在の児童・生徒数を基に推計。</p>

項目	<p>第3 学校規模・配置の方向性</p> <p>3 全日制課程・定時制課程・通信制課程における学校配置の方向性</p> <p>(1) 計画的な学校配置 (p 12)</p>
基本方針(案)の内容	<p>なお、協議を経て募集停止等となった場合には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。</p>
基本方針(成案)の内容	<p>【修正】</p> <p>なお、協議の際には、通学が困難となる地域の生徒の通学について、当該高等学校の所在する市町村等と連携を図りながら、対応を検討します。</p>
修正の理由	<p>※ 通学が困難となる地域の生徒の通学については、募集停止となる前から当該高等学校の所在する市町村等と連携を図る必要があることから、記載内容を修正。</p>

県立特別支援学校の学科の設置及び廃止について

1 学科の設置

学校名	部	学科	修業年限	障害種別
青森県立八戸高等支援学校	高等部	普通科	三年	知的障害
		産業科		

※設置学科の内容

普通科（八戸第二養護学校から分離移設）	産業科（新設）
「生活」、「社会」、「職業」の3コースを設け、生徒一人一人の資質や個性を十分に発揮できる実践的な学習を進めます。自身に期待されている役割に進んで取り組み、できること、認められること、役に立つことの喜びを味わい、自信を持って活動できる生徒を育てます。	「環境・オフィスサービス」、「フードサービス」の2コースを設け、専門的かつ実践的な学習を進めます。働くことへの意欲・態度・技能の向上に努め、自己実現に向けて物事を主体的に判断・選択・決定できる生徒を育てます。

2 学科の廃止

<高等部の分離移設前>

学校名	部	学科	修業年限	障害種別
青森県立八戸第二養護学校	小学部		六年	知的障害
	中学部		三年	
	高等部	普通科	三年	



<高等部の分離移設後>

学校名	部	学科	修業年限	障害種別
青森県立八戸第二養護学校	小学部		六年	知的障害
	中学部		三年	

とおやまけにつき
遠山家日記

- 1 文化財の種別 県重宝（歴史資料）
- 2 名称及び員数 遠山家日記 1 1 1 点
- 3 所在地 八戸市大字糠塚字下道2の1（八戸市立図書館）
- 4 所有者 八戸市

5 由緒及び沿革

八戸藩士遠山家の7代目庄右衛門が家督を継いだ翌年、寛政4年（1792）から書き始め、代々遠山家の当主が書き継いできたものであり、大正8年（1919）までの127年間続いている。遠山家は2代藩主南部直政の時、江戸で召し抱えられた藩士で、江戸勤務が長く、寛政3年（1791）頃から八戸に移り住んだ。遠山家の知行高は125石で、2万石の大名である八戸藩の中では上級藩士に属する。この庄右衛門は家老を務めた中里清右衛門の子で、6代目七蔵の養子となった。遠山家は江戸勤務では、藩主の近習、用人的職務を務め、国元に下つてからは、目付や寺社町奉行などの藩の中核的役職を努めた。

6 現況

八戸市立図書館に所蔵されている。一部に虫損がみられるが、保存状態は良好である。

7 指定事由

江戸時代の武士が書き始めた日記で、明治以後も当主が大正まで127年間書き継がれてきたものは、全国的に見ても類がなく、非常に貴重である。江戸時代の武士個人の生活記録としての意義にとどまらず、八戸藩の政治の動きや、江戸時代の経済、社会の動きを知る上でも重要な史料である。

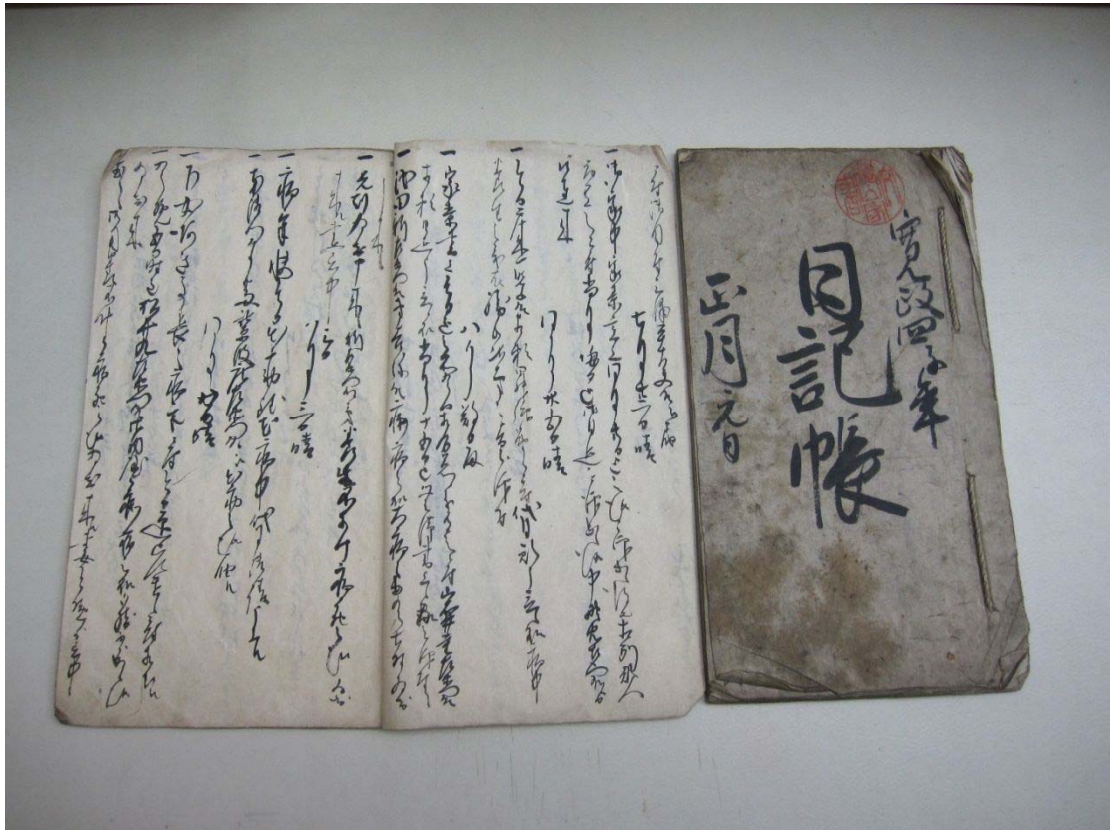


写真1 (寛政4年 (1792))

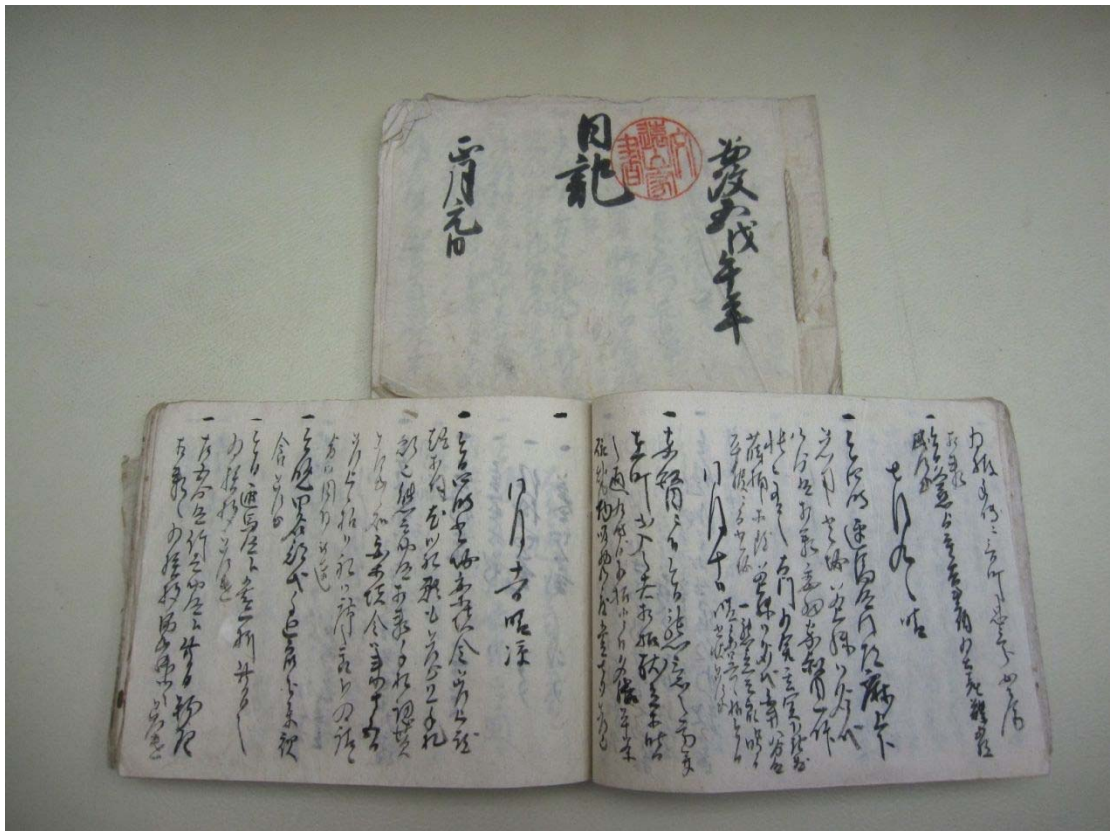


写真2 (安政5年 (1858年))

つがるぬり
津軽塗

- 1 文化財の種別 県技芸
- 2 名称 津軽塗
- 3 保持団体 津軽塗技術保存会

4 由緒及び沿革

津軽塗はおおよそ元禄年間(1688~1704)に弘前藩4代藩主津軽信政が、藩内産業の活性化及び文化の向上を目指して他藩から塗師を招き入れ、その技術が元になったと言われている。しかし、それ以前にも「弘前藩庁国日記」に塗の名称が記載されていることから、この地域の多くの塗師達によって創造されてきたと思われる。津軽塗の呼称は明治以後、他産地との区別が必要となり固定化されてきたと言われている。以後、漆器樹産会社が設立され経済好況に伴って発展し産地基盤が築かれた。その後の世界的恐慌などの影響を受け、高級品から大衆向けの製品開発に変化し、戦後の好景気の波に乗り現在の基礎を築いた。昭和50年(1975)当時の通商産業省(現:経済産業省)により津軽塗の4技法(唐塗、ななこ塗、紋紗塗、錦塗)が伝統的工芸品の指定を受けた。

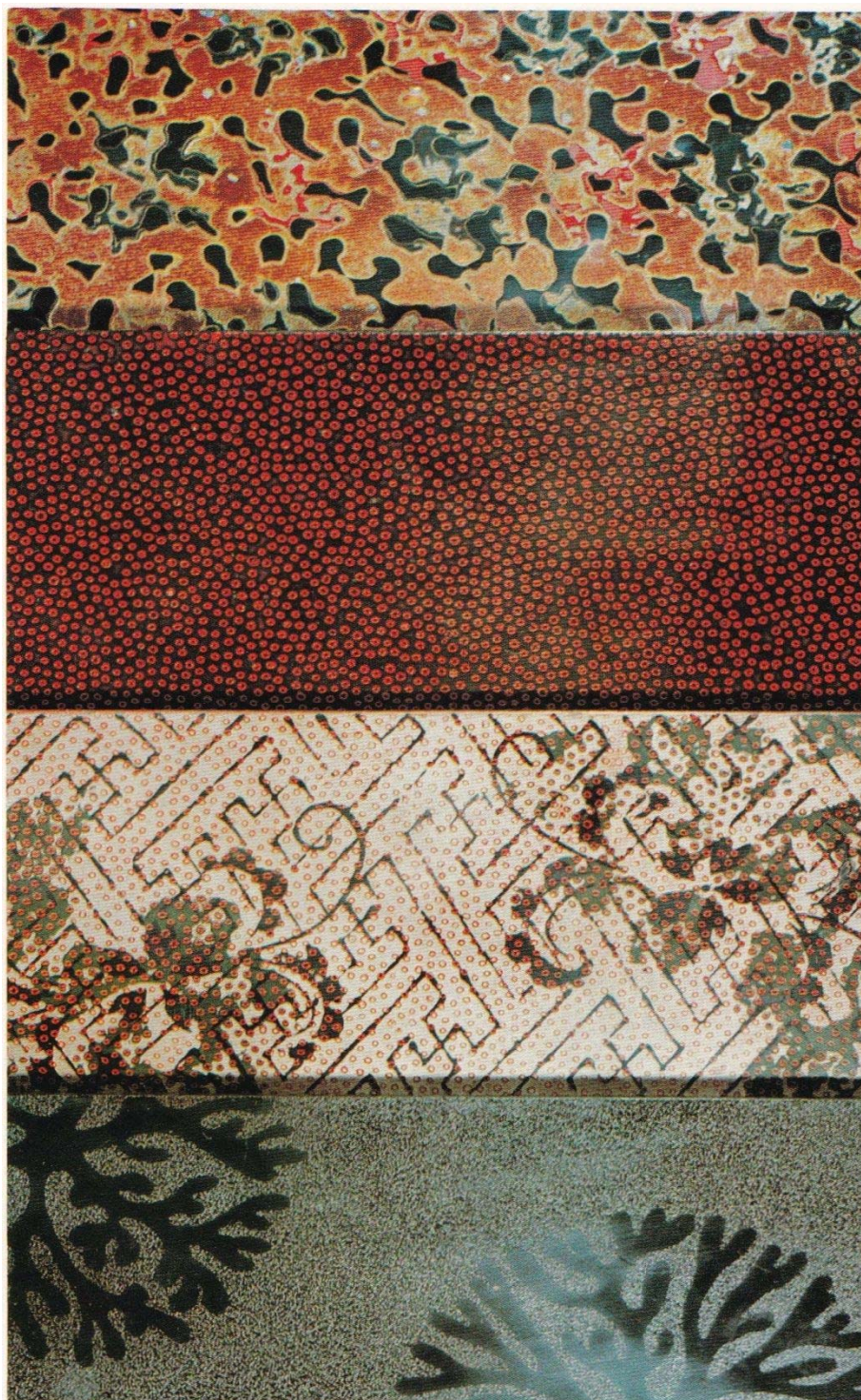
5 現況

平成13年に設立された津軽塗技術保存会が、弘前市と連携し津軽塗技術の保存や伝承をおこなっている。

6 指定事由

津軽塗の技法は「研ぎ出し変わり塗」であり、仕掛け漆を用いた「唐塗」の技法を基本としたものと、表面張力が強く粘度が低い漆を用いた「ななこ塗」の技法を基本としたものがある。この2つの基本技法を基に、さらに複合させたり、描き文様を加えたりすることで多種多様な文様を生み出す津軽塗は、日本漆工史の中でも特筆すべき重要な技法である。通常、漆器は花鳥風月の文様が描かれる物が多いが、津軽塗の技法は、抽象的で華麗な彩色文様を特徴にしている。抽象的な彩色により、その表現様式は無限に考えられる発展性も有しているため、伝統的な技法でも現代に即した表現も可能となっている。また、研ぎ出し変わり塗であるため、研ぎの技術が緻密で高い精度を要求され、その技術力は他産地と比較しても高い水準にある。他産地にはない特徴を数多く備えており、十分に指定に値する。

代表的な津軽塗技法の種類



唐塗

ななこ塗

錦塗

紋紗塗

津軽塗技術保存会

1 認定する保持団体の名称 津軽塗技術保存会 代表者 会長 岩谷 武治

2 保持する県技芸の名称 津軽塗

3 概要

津軽塗技術保存会は、津軽塗の品格と技術の保存と向上を図ることを目的とした団体である。

この目的を達成するために、津軽塗の技術に関する記録及び保存、調査や研究、伝承者の養成、その他必要とされる様々な事業に取り組んでいる。

4 沿革

平成13年度 津軽塗技術保存会設立

平成14年度～ 県重宝「津軽漆塗手板514枚548面」で用いられた技法の調査、解析を行い、技法の再現を実施

平成19年度 再現技法の成果発表会を実施（66技法を再現）

平成21年度 文化庁ふるさと文化再興事業（古津軽塗技法の再現）実施

平成22年度 芸術文化振興基金助成事業（古津軽塗技法の再現）実施

平成23年度～ 津軽塗技術保存伝承事業（国庫補助事業）実施

5 現況

平成23年度から津軽塗技術保存会伝承事業（国庫補助事業）を実施し、伝承者の育成や技術研究等を行っている。伝承者育成では、塗技術及び木地技術の研修を行い、研修生を指導するとともに育成カリキュラムを作成し、技術伝承の体制作りを努めており、その研修結果の場として毎年1回成果品の発表会を行っている。技術研究では、古津軽塗と現代の津軽塗を比較研究する等体系的な整理を行い、再現技法を活用した技術の向上に取り組んでいる。

6 認定事由

当該保存会の主たる構成員である正会員は、伝統的技法に基づく津軽塗漆器製作に20年以上従事し、またはそれに相当する津軽塗技術を有し、この会の総会出席者の過半数の賛成をもって会員となることを認められた者であり、津軽塗技術を十分に有している。このため、県技芸「津軽塗」の保持団体として認定に値するものである。

津軽塗技術保存会会則

(総則)

第1条 本会は、名称を「津軽塗技術保存会」(以下「会」という)とする。

(目的)

第2条 会は、津軽塗の品格と技術の保存と向上を目的とする。

(事業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 津軽塗技術の記録及び保存
- (2) 津軽塗技術の向上のための調査及び研究
- (3) 津軽塗技術の伝承者の養成
- (4) その他、会の目的達成のため必要な事業

(組織)

第4条 会は、次の各号のいずれかに該当するものをもって組織する。

- (1) 津軽塗技術者として伝統的技法に基づく製作に20年以上従事し、または、それに相当する技術を有し、この会の総会の出席者の過半数の賛成をもって会員となることを認められた者(以下正会員とする)。
- (2) 正会員でありながら、この会の事業に何らかの事情で参加できないもので、所定の会費を納める者(以下協力会員とする)。
- (3) 津軽塗技術及び日本の漆工技術について見識を有する者で、この会の総会の出席者の過半数の賛成をもって会員となることを認められた者(以下、学識経験者会員)。
- (4) 津軽塗技術について関係する行政等の関係組織(以下、行政会員)。

第1号から第4号までを総称して、以下会員とする。

- 2 正会員から前項第2号及び第3号へ変更を希望する場合は、会長に変更承認申請書を提出し、会長の承認により変更することができる。

(役員)

第5条 会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 4名(再現部門、後継者育成部門、技術研修部門、展示発表部門)
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は、総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、会の事業（再現、後継者養成、技術研修、展示発表）その他運営に関する重要事項等を審議する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した役員の仕事として、又は増員により選任された役員の仕事は前任者又は他の在任役員の仕事の残存期間と同一とする。

(会議)

第9条 会の会議は、総会・役員会とし、会長が招集してその議長となる。

- 2 総会は、定時総会と臨時総会とし、定時総会は事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、本会の運営に関する重要事項等を決議する。臨時総会は必要に応じて招集する。
- 3 役員会は、総会に提案する議事等を審議し、また、本会の運営に関する重要事項等を審議する。
- 4 総会の決議は、出席した会員の過半数の賛成をもって決する。
- 5 本条第2項及び第3項における重要事項等とは、次の事項とする。
 - (1) 会則の制定及び改正に関すること。
 - (2) 会員の入会除名に関すること。
 - (3) 第3条に規定する事業の実施および報告に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 6 会員が出席できないときは、委任状により代理人を会議に出席させることができる。
- 7 議長は、必要に応じて会員以外の者を会議に出席させることができる。

(事業年度)

第10条 会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、事業年度の末日をもって決算期とする。

(事務局)

第11条 会の事務局は、弘前市大字賀田1-1-1弘前市教育委員会文化財課におく。

- 2 事務局の職員は、津軽塗技術保存会会員及び関係機関の職員から若干名をもって充てるものとする。

(会費)

第12条 会の会費等は、入会費5,000円であり、年会費は各々以下とする。

- 2 正会員及び協力会員の年会費は10,000円とする。
- 3 学識経験者会員の年会費は6,000円とする。
- 4 退会時に入会費は返納しない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員が次に該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届を提出したとき。
- 2 除名されたとき。

(退会)

第14条 会員は、退会届を会長に提出し、会長の承認により退会することができる。

(除名)

第15条 会員が次に該当するときは、総会の出席者の4分の3以上の賛成によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会則に違反したとき。
- (2) 会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき。

(その他)

第16条 この規則に定めるものの他、会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会にはかって定める。

附 則 (制定 平成13年10月5日)

この会則は、平成13年10月5日より施行する。

附 則 (一部改正 平成27年6月30日)

この会則は、平成27年6月30日より施行する。

津軽塗技術保存会会員名簿

1	正会員	会長	岩谷 武治
2	〃	副会長	今 照芳
3	〃	副会長	木村 正人
4	〃	理事	蒔苗 太
5	〃	理事	佐々木 柁勇喜
6	〃	理事	沢田 宏
7	〃	理事	鈴木 滋
8	〃	監事	坂本 彰彦
9	〃	監事	白川 勝義
10	〃		鈴木 孝
11	〃		今 年人
12	〃		木村 昭文
13	〃		白川 明美
14	〃		松山 継道
15	〃		宮腰 清次郎
16	〃		須々田 清彦
17	〃		工藤 俊広
18	〃		工藤 健蔵
19	賛助会員		青森県漆器協同組合連合会
20	〃		土屋 薫
21	〃		(有)中弘クラフト
22	〃		(株)たなか銘産
23	学識者会員		望月 好夫
24	行政会員		弘前市教育委員会文化財課長
25	〃		弘前市商工政策課長
26	〃		弘前市立博物館長
27	〃	(弘前地域研究所)	小松 勇

(事務局)

弘前市賀田1-1-1 弘前市教育委員会内